

二 七 三 町
一般廃棄物処理基本計画

令和 6 年 3 月

二七三町

目 次

第 1 章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の目的及び位置づけ	1
2 計画の枠組み	2
3 計画対象区域	2
4 計画の期間	2
5 計画処理人口	2
第 2 章 ニセコ町の概況	3
1 自然的特性	3
1.1 ニセコ町の位置	3
1.2 地象	4
1.3 気象	4
2 社会的特性	5
2.1 人口及び世帯数	5
2.2 産業	8
2.3 土地利用	10
3 環境特性	11
3.1 水質	11
第 3 章 ごみ処理基本計画	12
1 ごみ処理の現状と課題	12
1.1 ごみ処理の流れ	12
1.2 ごみ排出の状況	13
1.3 ごみ収集・運搬の状況	19
1.4 中間処理の状況	22
1.5 最終処分の状況	24
1.6 ごみの減量化・リサイクルの状況	25
1.7 ごみ処理経費の状況	26
1.8 他の自治体と比較したニセコ町の状況	29
1.9 ごみ処理に関する課題	30
2 将来のごみ量の予測	32
2.1 将来推計方法	32
2.2 将来推計結果	33
2.3 目標年次におけるごみ排出量の推計結果	33
3 ごみ処理基本計画	34
3.1 ごみ処理の基本方針	34
3.2 ごみ処理体制	35
3.3 ごみの排出抑制・再資源化計画	36
3.4 ごみの収集・運搬計画	39

3.5	ごみの中間処理計画.....	43
3.6	ごみの最終処分計画.....	45
3.7	ごみに関するその他の計画.....	47
第4章	生活排水処理基本計画.....	48
1	生活排水処理の現状.....	48
1.1	生活排水処理体系.....	48
1.2	集合処理の概要.....	52
1.3	個別処理の概要.....	55
2	生活排水処理計画.....	57
2.1	生活排水処理に係る基本方針.....	57
2.2	目標年次.....	57
2.3	計画処理区域.....	58
2.4	生活排水の処理主体.....	58
2.5	生活排水の処理計画.....	59
3	し尿・汚泥の処理計画.....	65
3.1	し尿・汚泥処理の現況.....	65
3.2	し尿・浄化槽汚泥の排出状況.....	66
3.3	し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	67
3.4	し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見通し.....	67

<注意事項> 本書中の表の合計値は、四捨五入のため一致しないことがあります。

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の目的及び位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。第6次ニセコ町総合計画やニセコ町環境基本計画等の関連計画と整合が図られた今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるもので、「ごみ」に関する部分を定めるごみ処理基本計画と、「生活排水」に関する部分を定める生活排水処理基本計画から構成されています。

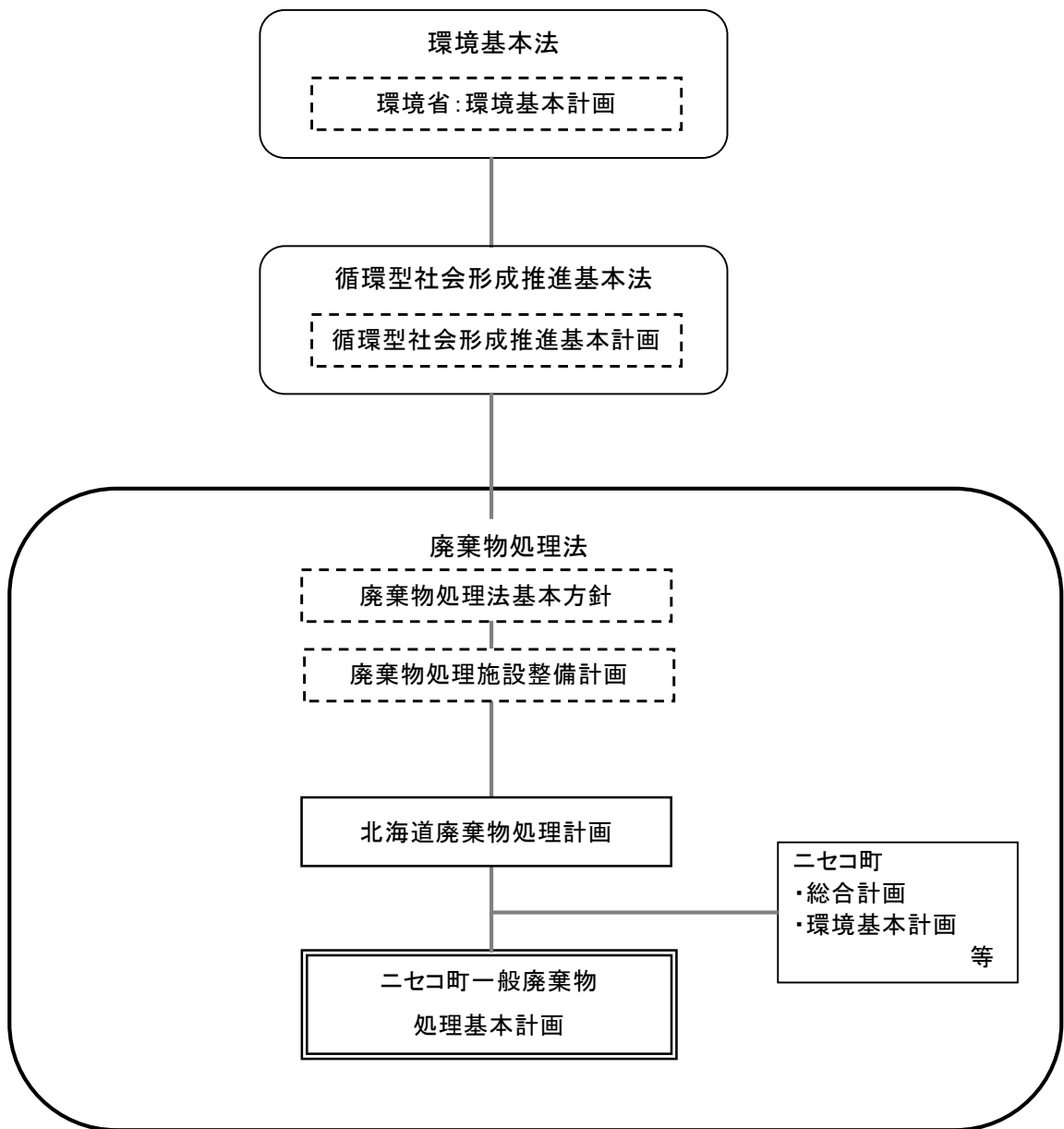


図 1.1-1 本計画の位置づけ

2 計画の枠組み

本計画の対象は、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とします（図 1.2-1 の太枠の範囲内）。生活排水は、生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥とします。

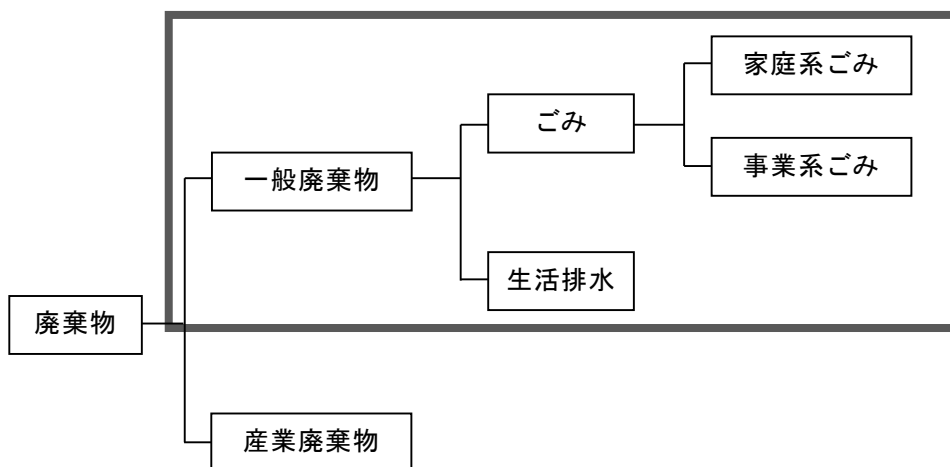


図 1.2-1 本計画の対象とするごみの範囲

3 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域内全域とします。

4 計画の期間

計画期間は、令和 6（2024）年度を初年度とする 10 年間を計画期間とし、計画期間は令和 15（2033）年度とします。本計画はおおむね 5 年程度に改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

5 計画処理人口

「第 6 次ニセコ町総合計画（案）」では、本町の将来推計人口は、令和 12（2030）年までは微増し、その後緩やかに減少すると見込まれています。また本町では本計画期間内に、北海道新幹線工事等により、住民登録をしていない常住人口が、常時 100 人程度は存在すると見込まれます。

このことを踏まえ、本計画では、目標とする令和 15（2033）年度の計画処理人口を、総合計画の推計人口である 5,072 人に住民登録をしていない常住人口 100 人を加えた 5,172 人とします。

第2章 ニセコ町の概況

1 自然的特性

1.1 ニセコ町の位置

本町は、東経 140 度 48 分、北緯 42 度 52 分。道央の西部、後志管内のほぼ中央に位置し、面積は 197.13 km²です。

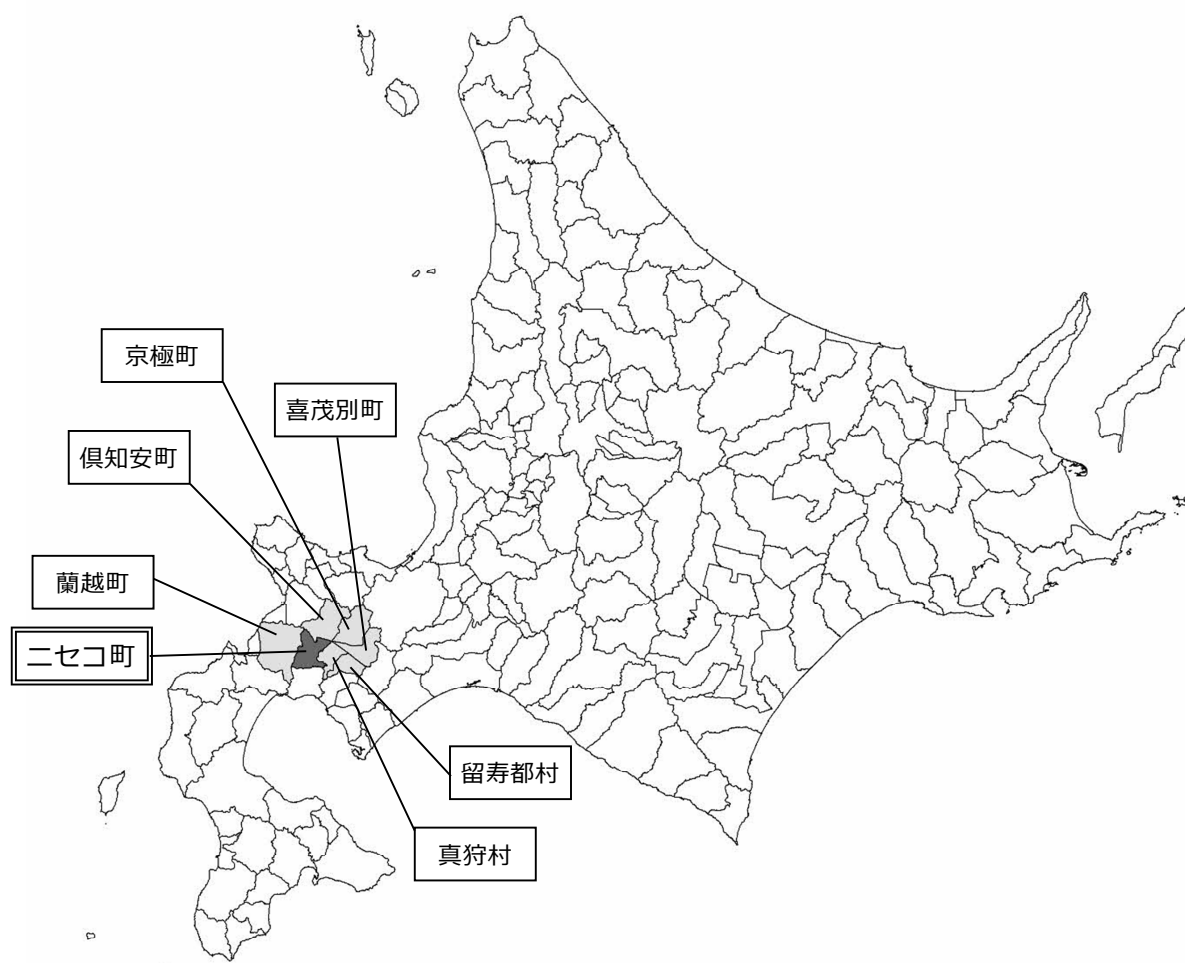


図 2.1-1 ニセコ町の位置

1.2 地象

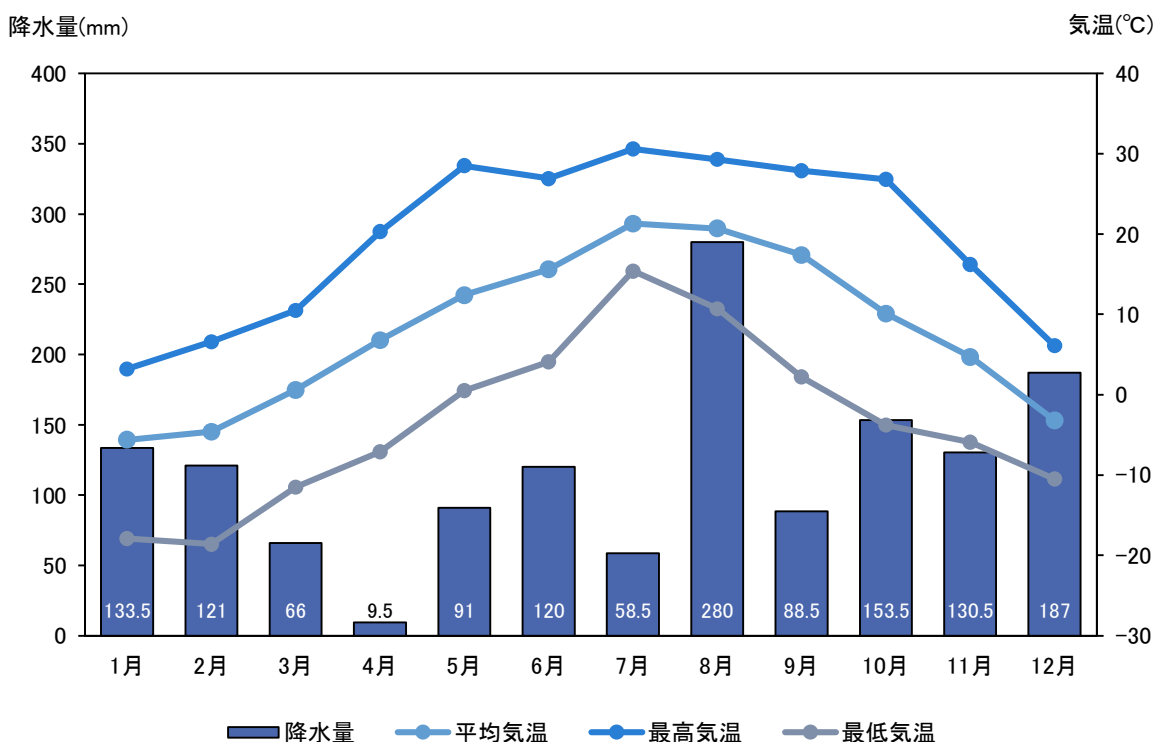
本町は、東に国立公園羊蹄山（1,898m）、北に国定公園ニセコアンヌプリ（1,309m）の山岳に囲まれており波状傾斜の多い丘陵盆地を形成しています。

町の中央には尻別川（令和4年の水質が最も良好な15河川のひとつ）が流れ、これに昆布川、ニセコアンベツ川、真狩川などの中小河川が流入しています。

本町の河川は、一級河川の尻別川の水系に属しています。尻別川は令和4年の「水質が最も良好な河川（国土交通省）」の一つの清流で、千歳市と伊達市との境界付近にあるフレ岳に源を発し、羊蹄山麓の北側を回りこむように流れ、蘭越町港町で日本海へ注いでいます。途中、昆布川やニセコアンベツ川、真狩川などの支流を集め、本町の中央を東西に流れています。夏期にはカヌー、ラフティング等の体験型アウトドアスポーツの観光スポットとなっています。

1.3 気象

本町の気象は内陸的気候を呈し、平均気温は摂氏10度以下で、冬期の最深積雪は、200cmにも達することがあります。令和4年における本町の気象概況は、年平均気温が8.0℃、年間降水量が1,439mm、最深積雪が218cmとなっています（気温、最深積雪は倶知安町、降水量はニセコ町の値）。



出典：気象統計情報（気象庁ホームページ）

※気温は倶知安町、降水量はニセコ町の値

図 2.1-2 気温と降水量（令和4（2022）年）

2 社会的特性

2.1 人口及び世帯数

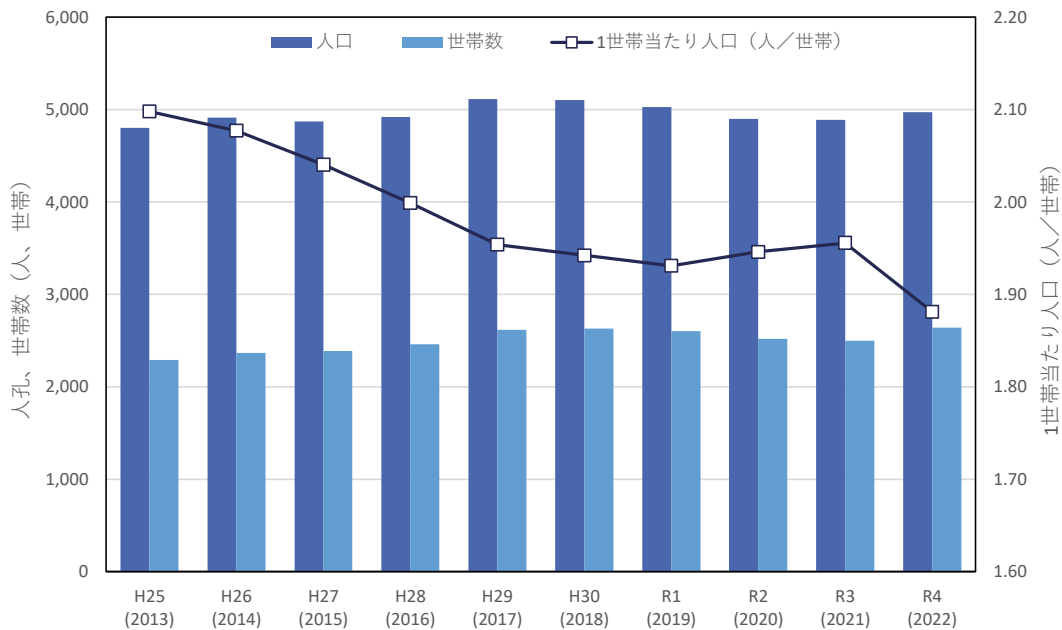
本町における過去 10 年間の人口及び世帯数の推移は、表 2.2-1 及び図 2.2-1 のとおりです。

本町の人口は、若干の増減をしながら、全体的には微増傾向にありましたが、令和 2～3 年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響により減少し、令和 4 年度の人口はやや回復して 4,970 人となっています。世帯数も同様に、令和 2～3 年度は減少したものの、基本的には増加傾向を示しており、令和 4 年度の世帯数は 2,642 世帯となっています。1 世帯あたりの人口は微減傾向にあり、令和 4 年度は 1.88 人／戸となっています。

表 2.2-1 人口・世帯数の推移

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯あたり人口 (人／世帯)
H25(2013)	4,804	2,290	2.10
H26(2014)	4,914	2,366	2.08
H27(2015)	4,872	2,388	2.04
H28(2016)	4,921	2,462	2.00
H29(2017)	5,115	2,618	1.95
H30(2018)	5,104	2,628	1.94
R1(2019)	5,028	2,604	1.93
R2(2020)	4,900	2,518	1.95
R3(2021)	4,887	2,499	1.96
R4(2022)	4,970	2,642	1.88

出典：住民基本台帳（人口及び世帯数は各年 10 月 1 日現在）

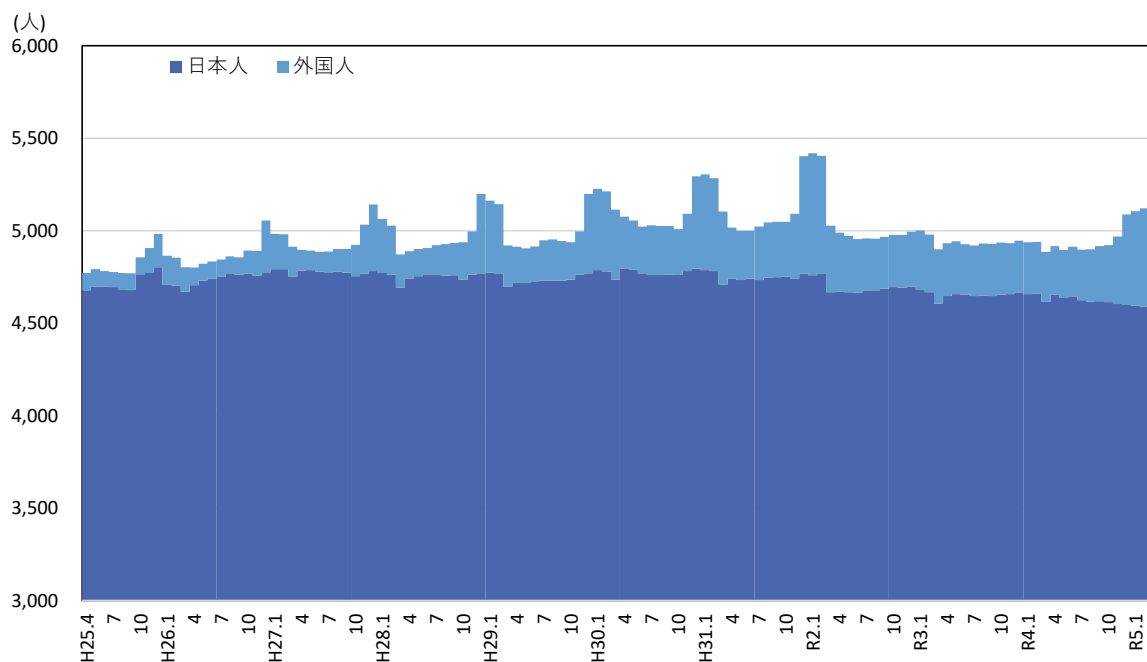


出典：住民基本台帳（人口及び世帯数は各年 10 月 1 日現在）

図 2.2-1 人口及び世帯数の推移

また、図 2.2-2 に平成 25 年 4 月から令和 5 年 3 月にかけての月別の住民基本台帳人口の推移を示します。

本町の人口は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響があった令和 2～3 年度を除くと、冬期間の 12 月～2 月にかけて主に外国人人口が増加する特異な季節変動をしており、変動分が年々大きくなってきています。これは、国外の観光客の増加に対応し、冬期間のみ就業する外国人等の観光業従事者が増加しているためと推測されます。令和 4 年度にはわずかながら季節変動が復活しており、今後は以前と同様の季節変動が徐々に復活していくものと推測されます。

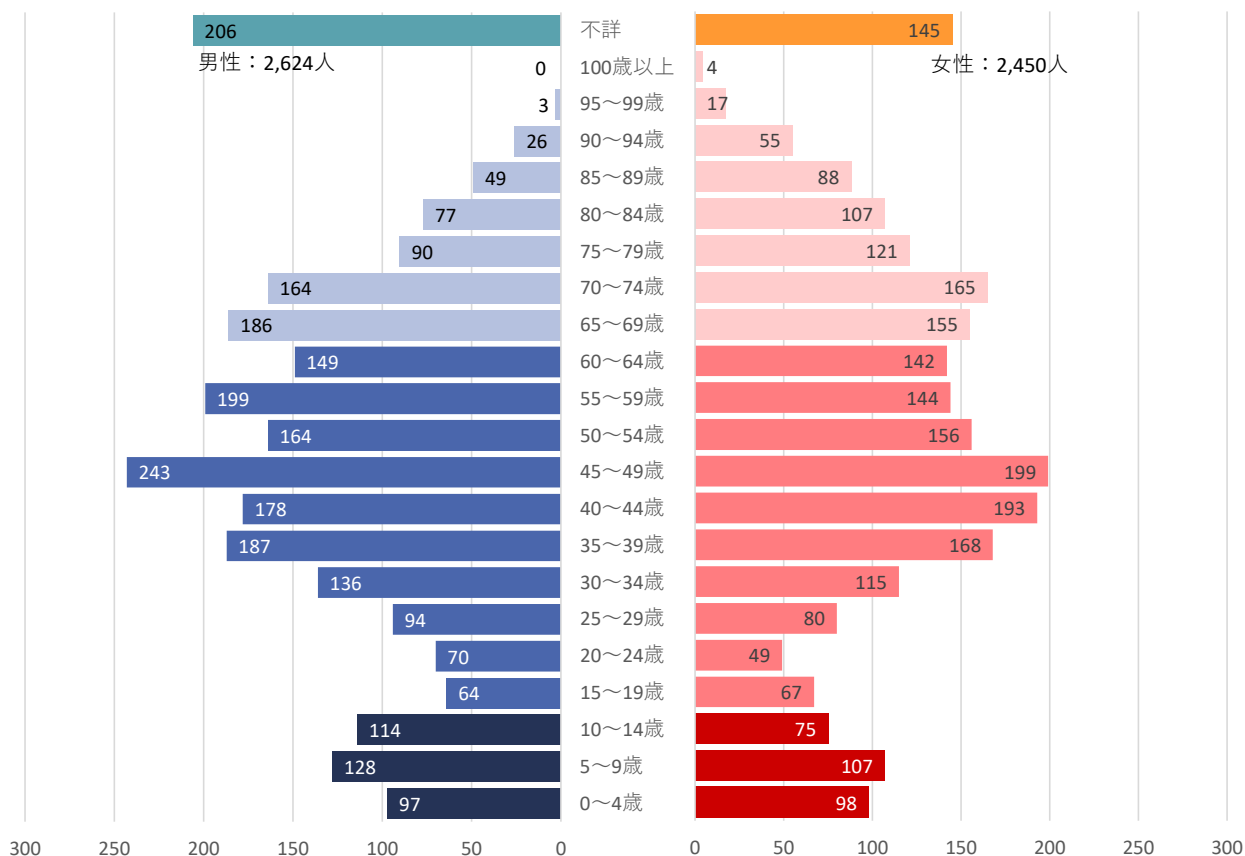


出典：住民基本台帳（人口は毎月末日）

図 2.2-2 月別人口の推移

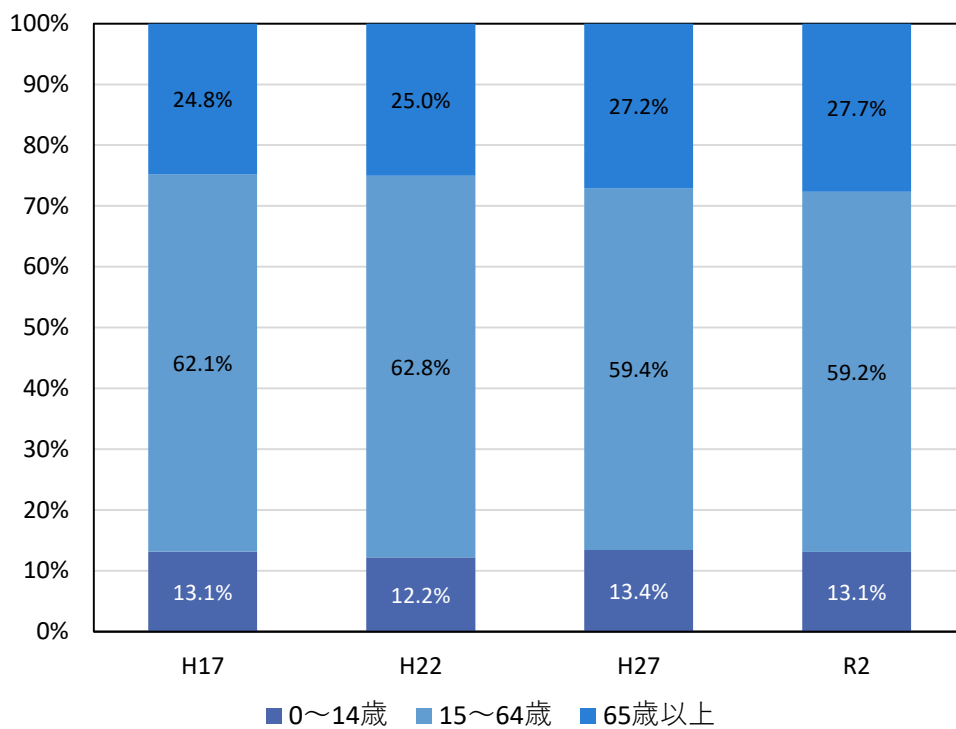
図 2.2-3 に令和 2 年の男女別 5 歳階級別人口を、図 2.2-4 に年齢 3 区分別人口割合の推移を示します。

図 2.2-3 からは、ニセコ町の 5 歳階級別人口は、男女ともに 45～49 歳が最も多くなっており、比較的若い世代が多いということがわかります。図 2.2-4 からは、平成 17 年から令和 2 年にかけて徐々に 65 歳以上が増加し、15～64 歳が減少しつつあること、14 歳以下の人口の割合はほぼ横ばいであることがわかります。



出典：令和2年国勢調査

図 2.2-3 年齢5歳階級別人口

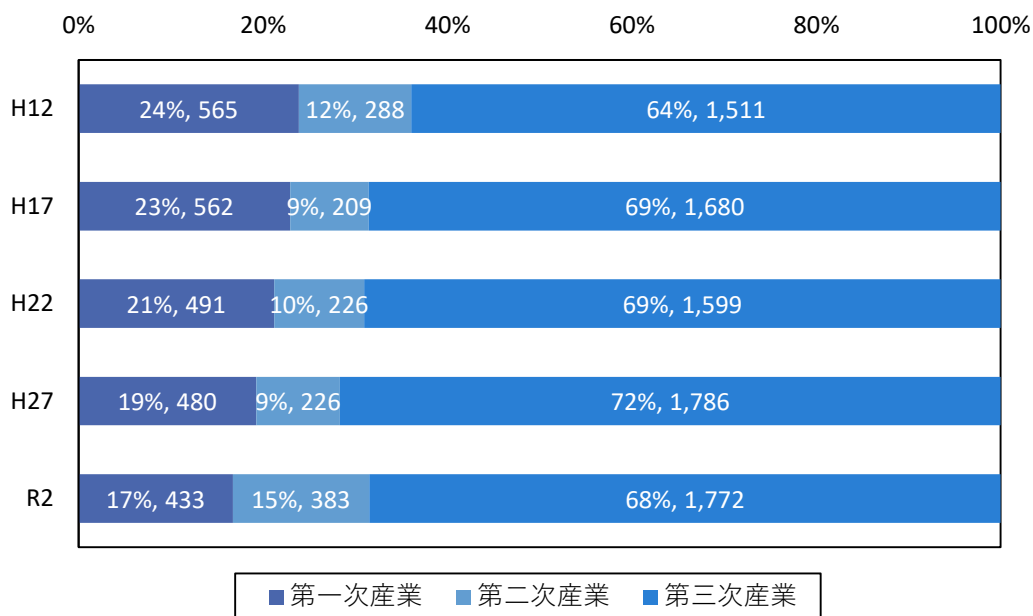


出典：国勢調査（平成17年～令和2年）

図 2.2-4 年齢3区分別人口の推移

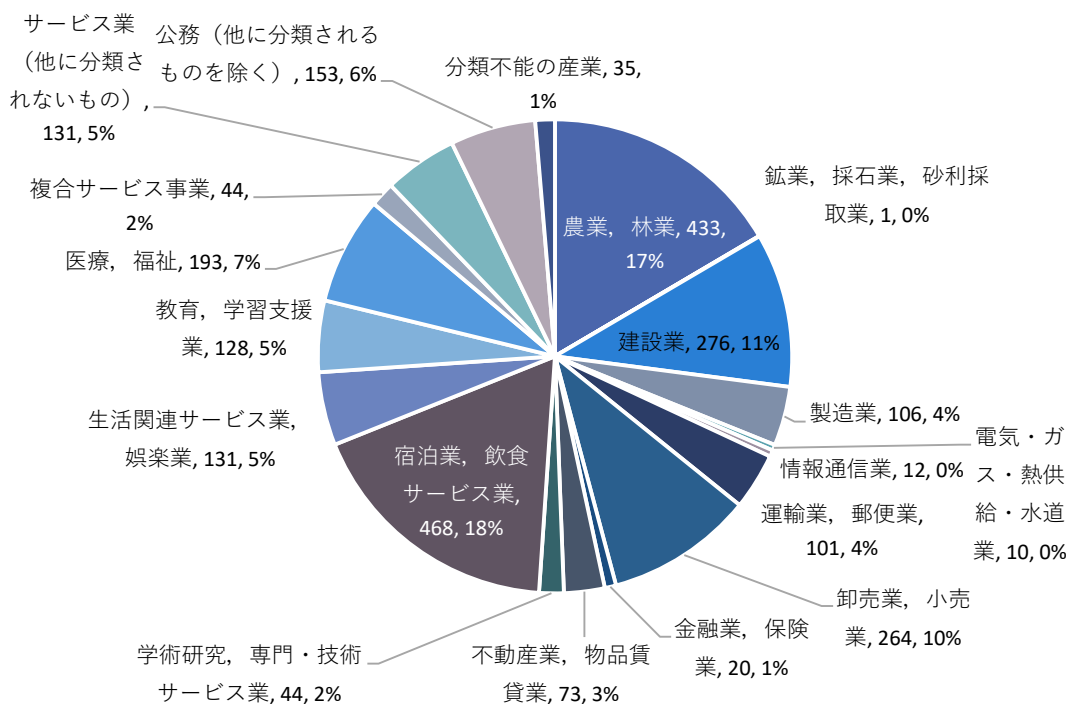
2.2 産業

本町における産業別就業人口割合の推移を図 2.2-5 に、令和 2 年国勢調査における産業大分類別就業人口を図 2.2-6 に示します。ニセコ町では第三次産業の就業人口割合が最も多く、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の流行の影響で減少したものの、年々増加しています。また、産業大分類別就業人口では、「宿泊業、飲食サービス業」が最も多く 18%、次いで「農業、林業」が 17%を占めています。



出典：国勢調査（平成 127 年～令和 2 年）

図 2.2-5 産業別就業人口割合の推移

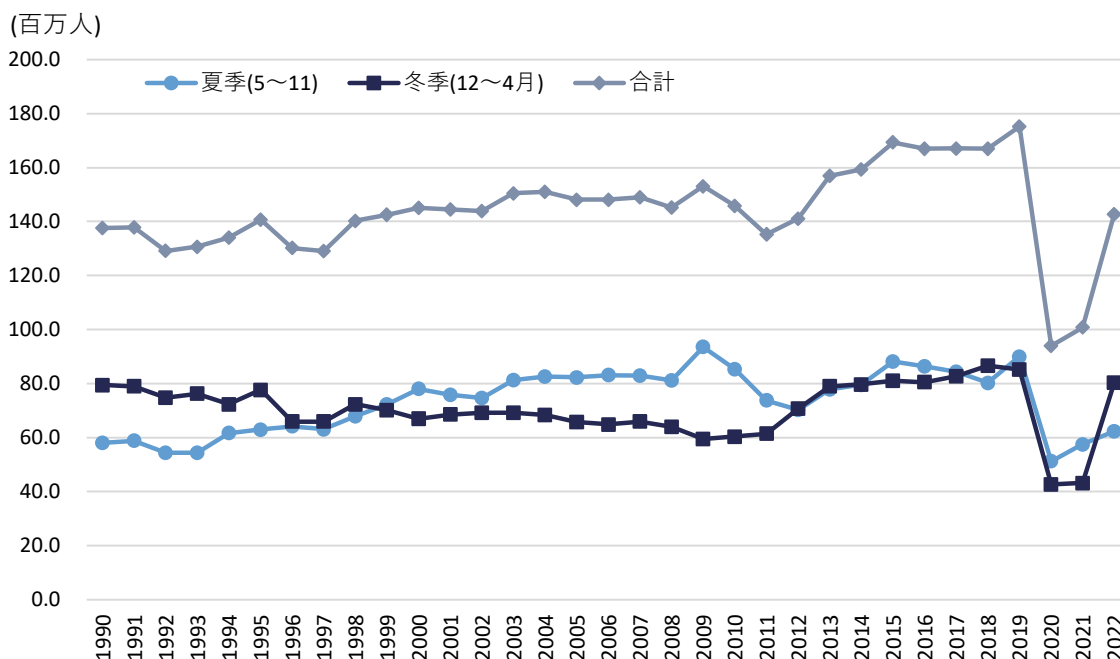


出典：令和 2 年国勢調査

図 2.2-6 産業大分類別就業人口

ニセコ地域は、国立公園、国定公園に指定されるなど、四季折々の自然景観に恵まれた通年観光リゾート地です。夏期には登山、カヌー、ラフティング等の体験型アウトドアスポーツ、冬期には世界に誇る雪質の大規模なスキー場でのウインタースポーツが盛んです。また、多様な泉質を持つ温泉が数多く分布しているほか、ホテルや個性あるペンション等の宿泊施設も充実しています。

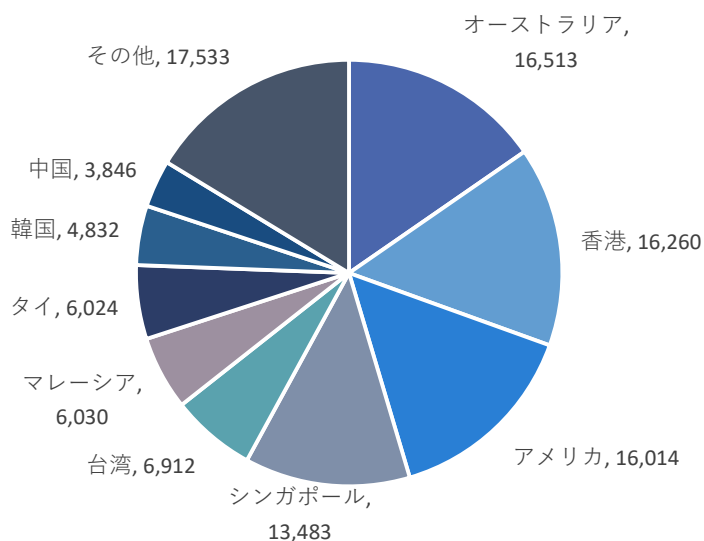
図 2.2-7 に観光客入込数の推移を示します。平成 23 (2011) 年度に東日本大震災の影響で減少したあと大きく回復し、令和元 (2019) 年度には年間入込客数が 175 万人に達しましたが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響で令和 2~3 年度は 100 万人前後まで落ち込みました。令和 4 年度は冬期の観光客数から回復する傾向がみられ、今後徐々に以前のレベル以上に回復していくことが見込まれます。



出典：ニセコ町観光統計

図 2.2-7 観光客入込数の推移

外国人宿泊客の延べ数は、令和 4 年度は合計 107,447 人となっています。国籍別にみるとオーストラリアが最も多く、次いで香港、アメリカ、シンガポールの順となっており、それ以降はアジア諸国からの観光客数が多くなっています。



出典：ニセコ町観光統計

図 2.2-8 訪日外国人国籍別宿泊客延べ数

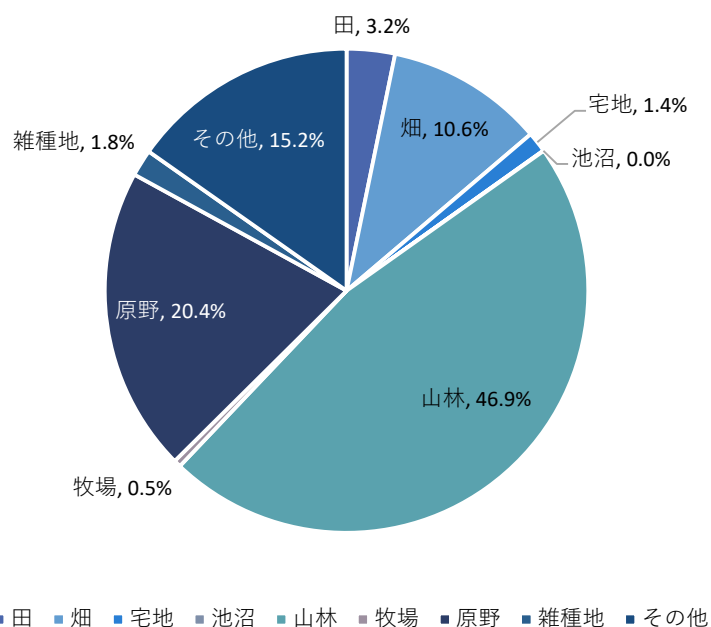
2.3 土地利用

本町の地目別面積を表 2.2-2 及び図 2.2-9 に示します。本町の行政面積 197.12km²のうち、最も広い面積を占めるのは「山林」で 46.9%、次いで「原野」の 20.4%、「畑」が 10.6%となっています。

表 2.2-2 地目別面積

地目	行政面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積(km ²)	197.12	6.38	20.8	2.71	0.05	92.49	0.92	40.19	3.54	30.04
構成比(%)	100.0	3.2	10.6	1.4	0.0	46.9	0.5	20.4	1.8	15.2

出典：北海道統計書



出典：北海道統計書

図 2.2-9 地目別面積の割合

3 環境特性

3.1 水質

本町を流れる尻別川はニセコ町内ではA類型に指定されており、同じくA類型である倶知安町の「比羅夫橋」、「八号川・尻別川合流点」、「中野橋」の3地点で隔年で年1～3回の水質測定が行われています。表 2.3-1 に、令和5（2023）年に倶知安町で実施された水質調査結果を示します。全ての項目で、年間を通してA類型の環境基準を達成しています。

表 2.3-1 水質調査結果（令和5年度）

測定場所	倶知安町			環境基準（A類型）
	比羅夫橋	八号川・尻別川合流点	中野橋	
類型指定	A類型	A類型	A類型	
pH	7.7～7.8	7.5～7.6	7.5～7.7	6.5以上8.5以下
BOD (mg/L)	0.5未満～1.1	0.5未満	0.5未満	2mg/L以下
SS (mg/L)	1.0～3.0	2.3～3.3	1.5～3.8	25mg/L以下
DO (mg/L)	11.7～13.4	9.8～13.4	12.0～12.9	7.5mg/L以上
大腸菌数 (CFU/100mL)	10～76	14～35	15～61	300CFU/100mL以下

出典：倶知安町 HP

https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/Living_Information/kurasi_kankyoutaisaku/kannkyoutyousa/

注1) 調査は令和5年6月13日、8月22日、11月13日の3回（比羅夫橋と中野橋は6月と11月の2回）実施した。

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状と課題

1.1 ごみ処理の流れ

図 3.1-1 に本町におけるごみ処理の流れを示します。

燃やすごみは、羊蹄山麓広域 7ヶ町村で構成する協議会が倶知安町の民間企業と契約し、その一般廃棄物処理対応施設において、固形燃料（RDF）化処理方式で処理を行っています。

燃やさないごみと粗大ごみについては、民間事業者により可燃物、不燃物、金属類に選別されます。選別された可燃物は固形燃料（RDF）化施設で処理され、不燃物は、金属類を回収し再資源化したあと、委託施設の最終処分場で埋立処分しています。

生ごみは、本町の堆肥センターへ運ばれて堆肥となり、その堆肥は販売され、資源として循環をしています。

資源ごみは民間事業者へ委託し、選別、中間処理の後、それぞれのリサイクル業者へ引き渡し、資源化しています。

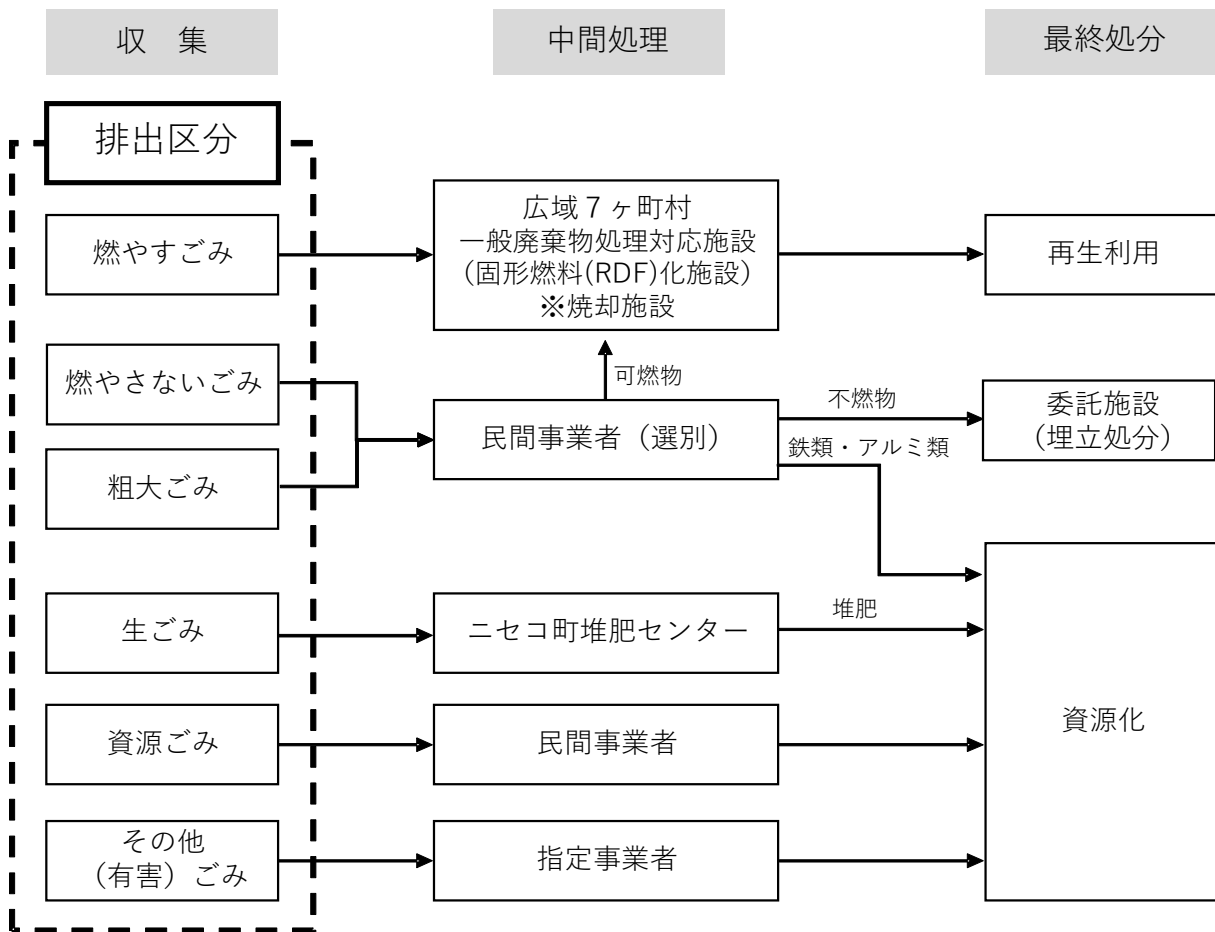


図 3.1-1 ごみ処理の流れ（令和 4(2022)年度）

1.2 ごみ排出の状況

(1)ごみ排出量の推移

表 3.1-1 及び図 3.1-2 にごみの種類別排出量の推移を示します。本町では、事業者が排出する事業系ごみも、家庭系ごみと一緒に「生活系ごみ」として区別せず収集していることから、本計画でも「生活系ごみ」として一括で取り扱います。なお、町が収集対象としているごみは、「生活系収集ごみ」とします。

ごみの総排出量は、ゆるやかに増加する傾向にあり、令和元年度には総排出量が1,974t となった後、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2～3年度に大きく減少しましたが、令和4年度には1,796t まで増加しました。

直接搬入ごみのほとんどは大型宿泊施設から排出される燃やすごみであり、平成25年度の99t から令和元年度には192t とほぼ2倍に増加しました。こちらも令和2～3年度は52t、62t に減少したものの、令和4年度は135t まで増加してきており、今後、観光客等の入込客数の回復に伴って増加するものと考えられます。

表 3.1-1 ごみの種類別排出量の推移

	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
行政区域内人口	人	4,804	4,914	4,872	4,921	5,115	5,104	5,028	4,900	4,887	4,970	
生活系収集ごみ	燃やすごみ(収集)	t/年	590.4	604.7	621.5	626.8	665.7	704.8	717.4	640.4	637.6	695.6
	燃やさないごみ	t/年	116.9	120.4	129.7	123.8	118.6	125.6	128.0	121.0	119.5	116.8
	粗大ごみ	t/年	15.0	10.5	16.0	13.2	11.8	12.9	9.0	18.5	20.8	49.5
	生ごみ	t/年	440.3	440.5	509.9	498.9	512.4	527.5	511.6	320.2	338.3	414.5
	資源ごみ	t/年	390.3	386.2	405.5	382.7	396.4	406.3	416.3	398.3	369.8	384.1
	小計	t/年	1,552.8	1,562.3	1,682.5	1,645.4	1,704.9	1,777.1	1,782.2	1,498.4	1,486.0	1,660.4
直接搬入ごみ	t/年	98.9	106.9	130.3	158.3	178.4	194.8	192.0	52.3	61.5	135.1	
合計	t/年	1,651.7	1,669.2	1,812.8	1,803.7	1,883.3	1,971.8	1,974.2	1,550.6	1,547.5	1,795.5	
1人1日ごみ排出量	g/人・日	468	470	503	513	522	557	569	465	471	550	
1人1日排出量	g/人・日	942	871	944	916	913	954	968	838	833	915	

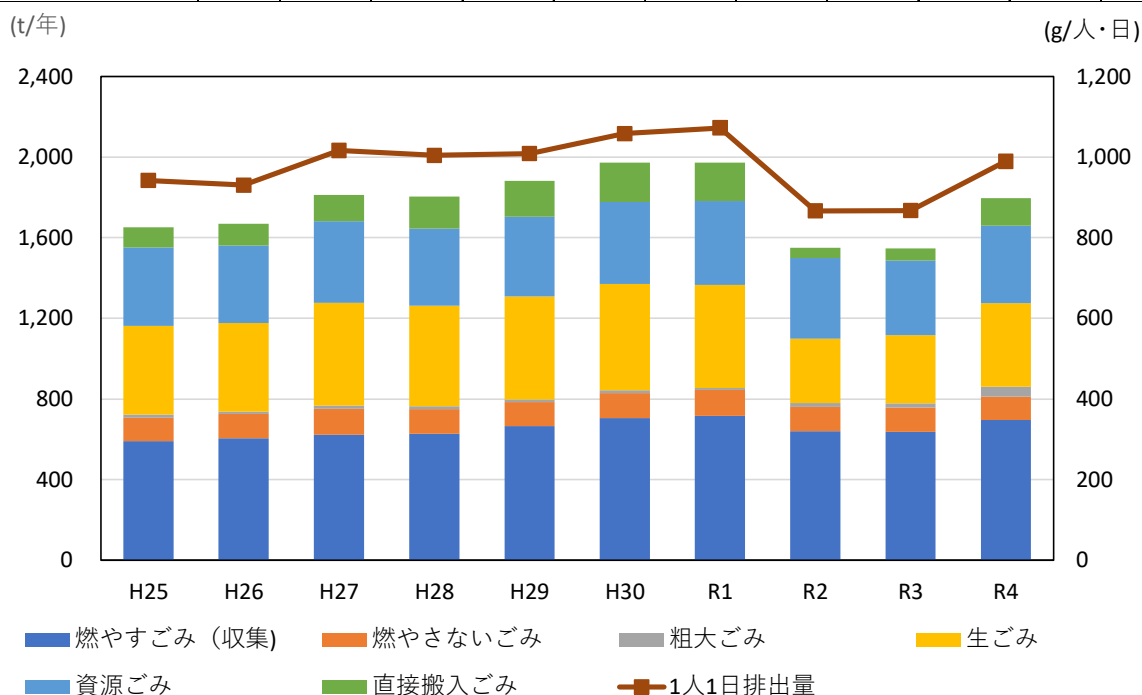


図 3.1-2 ごみの種類別排出量の推移

図 3.1-3 に 1 人 1 日 当 り 排 出 量（総排出量及びごみ種類別排出量）の推移を示します。なお、令和 5 年度については、生活系収集ごみは令和 6 年 1 月まで、直接搬入ごみは令和 5 年 11 月までの実績をもとに算定しています¹。

1 人 1 日 当 り 排 出 量 について、平成 27 年度以降、総排出量は 1,000～1,100g/人・日の間で推移し、徐々に増加する傾向にありましたが、令和 2 年度及び 3 年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響により大きく減少した後、令和 4 年度に新型コロナウイルスの 5 類移行に伴い再び増加し、令和 5 年度は引き続きさらに増加する傾向にあります。ごみ種類別では、燃やすごみ（収集）、生ごみ及び直接搬入ごみは総排出量と同様の推移を示していることから、新型コロナウイルス感染症の流行による観光客数の変動の影響を受けて、宿泊施設、飲食事業者等の観光関連の事業所から排出される燃やすごみ（収集）、生ごみ及び直接搬入ごみの変動が、1 人 1 日 当 り 排 出 量 の 変 動 の 原 因 であると考えられます。

以上のことから、令和 2 年度及び 3 年度の実績値から推計した観光客が排出するごみの量（1 人 1 日 当 り 排 出 量）は、令和元年度の場合約 240 g/人・日、令和 5 年度の場合約 380 g/人・日程度であると推測されます。そのため、令和 5 年度の推計値では、燃やすごみ（収集）、生ごみはともに、最低でも約 3 割が事業系ごみであると推測されます。

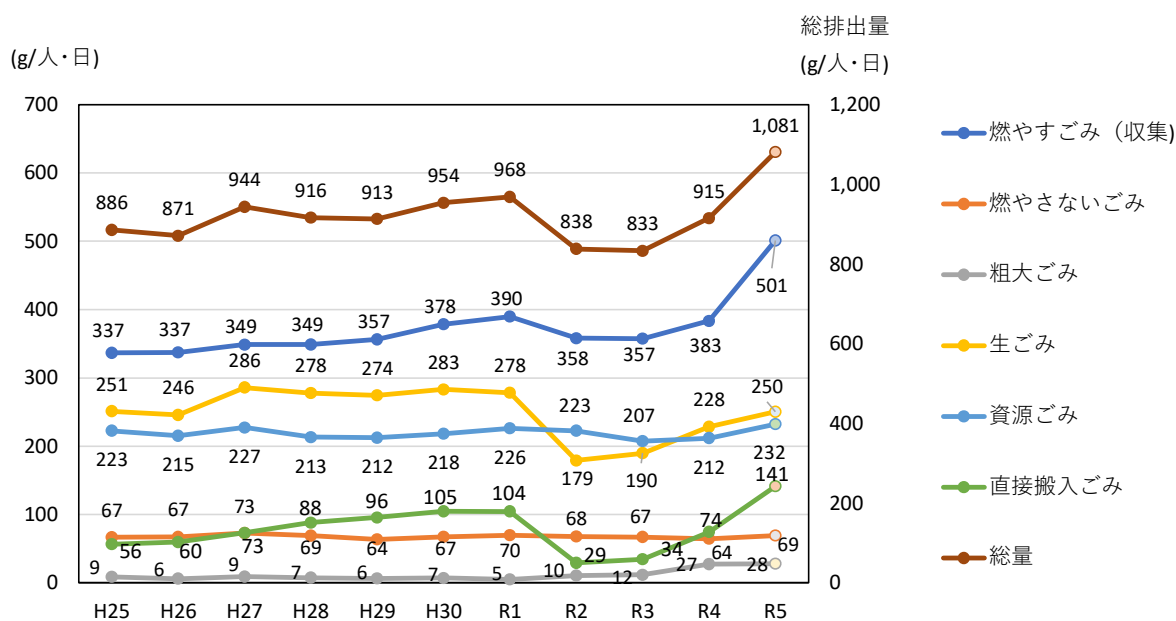


図 3.1-3 1 人 1 日 当 り 排 出 量 の 推 移

¹ 本町では、月別ごみ排出量は月ごとの観光客数に影響を受けて変動するため、平成 25 年度から令和 4 年度までの、生活系収集ごみは 4 月～1 月、直接搬入ごみは 4 月～11 月の排出量が年間排出量に占める割合をごみ種類別に算出し、令和 5 年 4 月～令和 6 年 1 月（直接搬入ごみは令和 5 年 11 月）までの排出量に除して、令和 5 年度のごみ量を推計し、1 人 1 日 当 り 排 出 量 を 推 計 しました。

(2)資源ごみの内訳と排出量の推移

表 3.1-2 及び図 3.1-4 に資源ごみの種類別排出量の推移を示します。

資源ごみの総量は平成 25 年度から令和元年度にかけては増減しながらほぼ横ばい、令和 2～3 年度は減少し、令和 4 年度は令和元年度と同程度の水準という推移を示しています。また資源ごみのうち、最も多いものは紙類、次いでびん類となっています。紙類のうち、最も多いのは段ボール、次いで新聞・雑誌、その他紙類となっています。

表 3.1-2 資源ごみの種類別排出量の推移

単位：t/年

		H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
紙類	紙バック	1.4	1.3	1.1	1.4	0.0	1.3	1.3	1.5	1.2	0.0
	段ボール	102.3	105.7	111.8	109.4	107.0	109.4	106.8	102.8	112.0	137.8
	その他紙製容器包装	4.7	4.0	3.7	2.7	2.1	2.4	3.7	3.2	3.0	2.7
	新聞・チラシ	79.4	80.4	79.2	75.7	75.2	74.7	71.3	67.7	63.6	57.7
	その他紙類	42.8	39.0	40.3	31.2	25.9	27.9	29.5	28.0	24.9	23.1
缶類		33.7	33.3	34.3	18.4	38.0	29.7	48.0	10.3	11.9	39.2
びん類		81.7	100.4	84.2	103.4	86.9	105.9	91.1	79.7	82.0	87.8
ペットボトル		26.9	25.1	24.2	25.8	24.8	44.8	21.8	21.1	21.7	21.6
プラ類	白色トレイ	1.2	1.8	1.9	0.8	0.5	0.3	0.2	0.4	0.5	0.7
	その他プラ	33.9	37.6	41.0	38.3	39.6	41.6	43.0	42.8	43.4	43.8
廃乾電池・蛍光管		2.5	1.2	2.4	2.4	1.2	2.6	1.2	1.5	1.6	2.1
合計		410.6	429.7	424.2	409.5	401.1	440.6	417.9	358.8	365.8	416.5

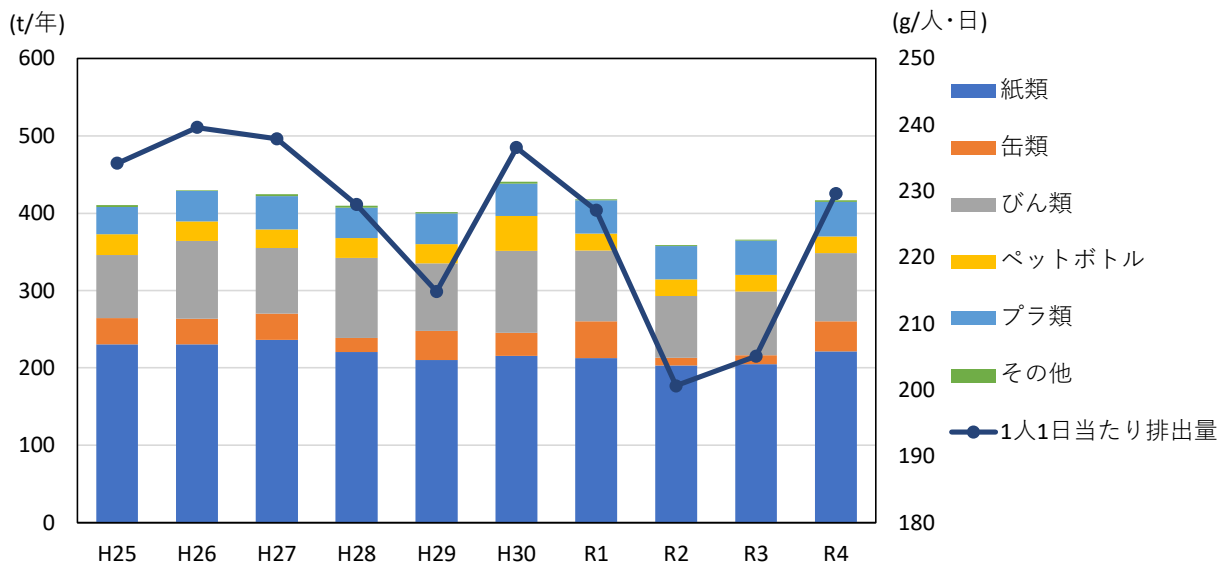


図 3.1-4 資源ごみの種類別排出量の推移

(3)ごみの組成

令和5年10月に実施した燃やすごみのごみ質調査結果は表 3.1-3 及び図 3.1-5 に示すとおりです。低位発熱量は 9,760kJ/kg、ごみの三成分は、可燃分 56.24%、水分 33.18%、灰分 10.58% となっており、単位体積重量は 143kg/m³ となっています。

表 3.1-3 燃やすごみのごみ質調査結果

項目	単位	調査結果	
低位発熱量	kJ/kg	9,760	
三成分	水分	%	33.18
	灰分	%	10.58
	可燃分	%	56.24
単位体積重量	kg/m ³	143	

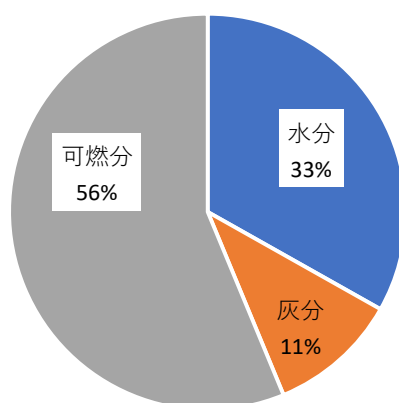


図 3.1-5 ごみ質推計結果 (三成分)

ごみの組成調査結果は、図 3.1-6 及び表 3.1-4 に示すとおりです。調査結果を「燃やすごみ」の分別区分で排出されるごみかどうかで再整理したところ、湿ベースで 91.57%、乾ベースで 90.87% となり、約 9 割以上は分別区分を順守して排出されています。燃やすごみ以外の資源化可能物、不燃物等のうち、最も混入が多い分別区分はプラスチック製容器包装、次いで厨芥類となります。

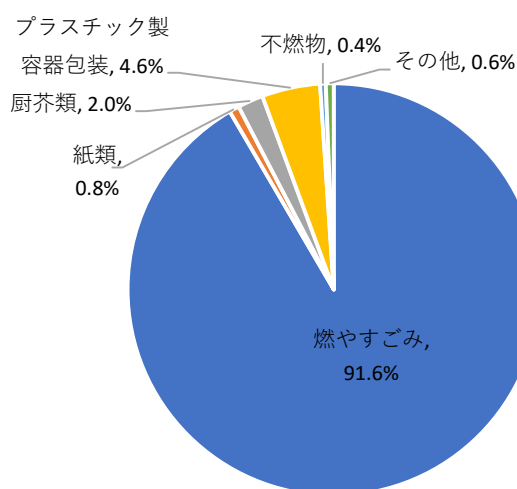


図 3.1-6 ごみの組成分析結果 (湿ベース)

表 3.1-4 ごみ質調査結果（令和5年10月実施）

調査項目		湿ベース	乾ベース
燃やす ごみ	厨芥類(貝殻・骨、吸い殻)	6.32	8.75
	紙類	28.97	27.76
	布類	16.01	19.20
	ビニール・合成樹脂類	13.13	12.82
	ゴム類・革類	0.00	0.00
	木・竹・わら類	8.96	10.28
	衛生ごみ	18.18	12.06
	小計	91.57	90.87
資源化 可能	紙類（ミックスペーパー）	0.79	1.00
	厨芥類（厨芥）	2.01	1.36
	プラスチック製容器包装	4.58	5.48
不燃物	金属類	0.06	0.09
	ガラス類	0.00	0.00
	その他	0.37	0.54
その他		0.62	0.66
合計		100.00	100.00

また、図 3.1-7 に、令和元年度から 5 年度のごみの組成調査結果の推移を示します。「燃やすごみ」のうち分別区分が正しいものの割合は 57.2%～91.6%と変動しており、引き続き、分別の徹底について、普及啓発していく必要があります。

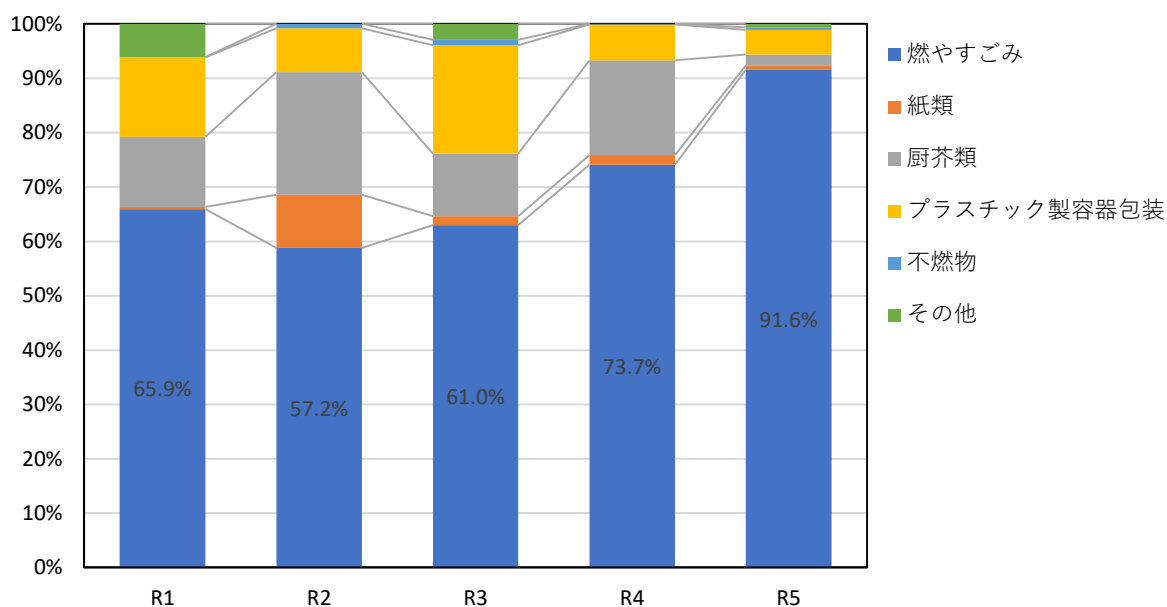


図 3.1-7 ごみの組成分析結果（R1～R5）

(4)観光客数とごみ量との関係

(1)で示したように、本町のごみの量には、観光業から起因するごみの量が非常に多くなっていることから、観光客数と大きく関係すると思われる直接搬入ごみ及び燃やすごみ(収集)と生ごみの合計値と、観光客数との関係について分析した結果を示します。表3.1-5に観光客数の指標として観光客入込数及び宿泊客延数の推移を、図3.1-8にそれらとごみ量との関係を示します。

直接搬入ごみ、燃やすごみ(収集)と生ごみの合計値は、ともに観光客入込数との間の相関が強く、将来のごみ量を推計する際には、観光客入込数との関係を考慮していく必要があると考えられます。

表 3.1-5 観光客入込数及び宿泊客延数の推移

	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
観光客入込数	百万人	157	159	169	167	167	167	175	94	101	143
宿泊客延数	千人	542	606	646	604	629	508	474	302	336	551

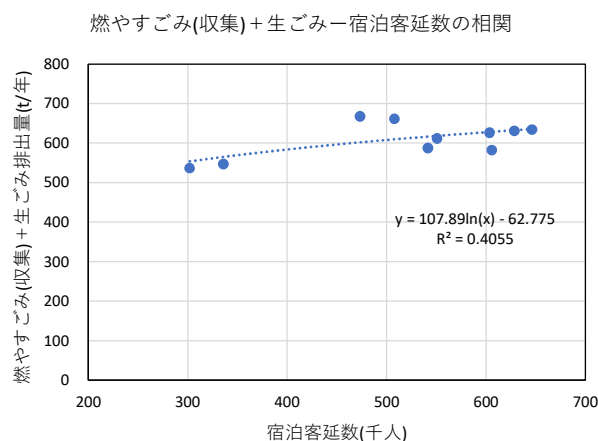
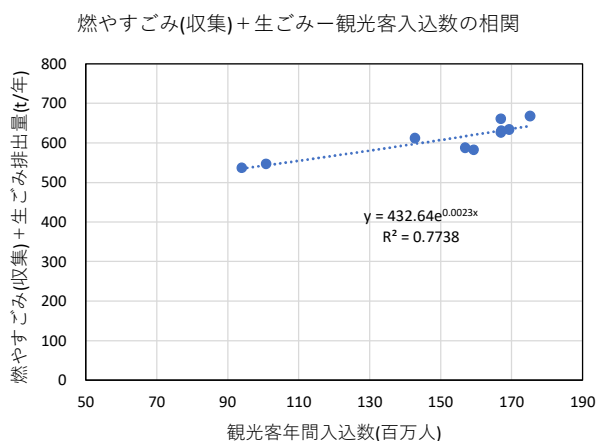
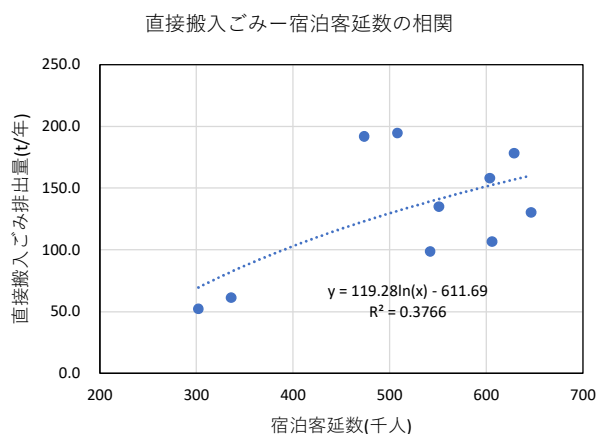
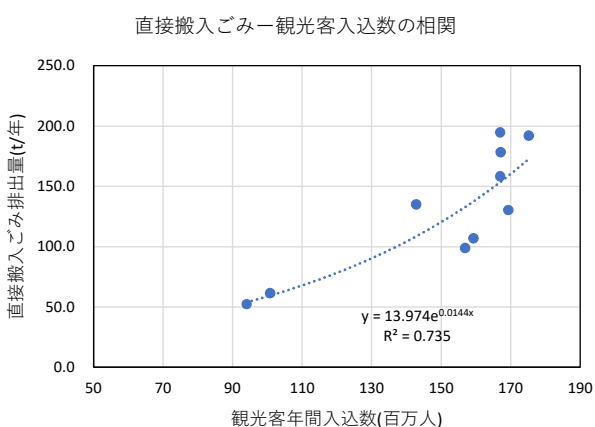


図 3.1-8 観光客入込数、宿泊客延数とごみ量の関係

1.3 ごみ収集・運搬の状況

本町のごみ収集業務は、民間企業へ委託しています。表 3.1-6 に本町の令和 5 年度のごみ収集企業のごみ収集運搬車両の一覧を示します。

表 3.1-6 本町のごみ収集運搬車両

車種	形式	台数
パッカー車	4～6.2トン車	6 台
平ボディ車	4トン車 2トン車 軽トラック	1 台 3 台 2 台
ダンプ車	6トン車	1 台
脱着装置付コンテナ専用車	12.4トン車	1 台

本町におけるごみの分別収集の状況は表 3.1-7 のとおりです。

本町では、大きく分けて、燃やすごみ、燃やさないごみ、生ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ、その他ごみの7分別での排出を実施しています。このうち、資源ごみについては、ビンや缶、ペットボトルなど 11 種類に分別して収集しています。

排出形態は、燃やすごみ、燃やさないごみ、生ごみの 3 種類は指定袋、他は透明袋や下地の白い紙袋、ヒモでしばるなどの方法をとっています。

収集方法は、粗大ごみを除き、ステーション収集方式となっています。粗大ごみについては、指定企業に随時収集を電話で申し込むか、または直接持ち込む形となっています。

収集頻度は、燃やすごみは週 1 回、燃やさないごみは月 2 回、生ごみは週 2 回、資源ごみは週 1 回となっています。

地域のごみステーションによる収集のほか、ごみ持ち込み施設としている有限会社塚越産業への持ち込みも可能です。

燃やすごみ、燃やさないごみ、生ごみは、平成 14 年 10 月 1 日以降、指定袋による有料化が導入されています。料金は袋の大きさにより分けられており、1 枚当たりの価格は、燃やすごみ及び燃やさないごみは、10 リットルの袋が 40 円、20 リットルの袋が 60 円、45 リットルの袋が 100 円となり、生ごみは 5 リットルの袋が 20 円、10 リットルの袋が 30 円、30 リットルの袋が 60 円を徴収しています。粗大ごみは、ごみの品目と大きさにより 300 円～2,000 円を徴収しています。他の資源ごみや有害ごみについては、無料です。

引っ越しごみなど、指定袋を利用せずに、やむを得ず処理施設に直接搬入したごみの処理料金は、5kg につき 25 円としています。

表 3.1-7 ごみ分別収集の状況（令和4（2022）年度）

区分	ごみの種類	排出形態	収集方法	収集頻度	収集料金	
燃やすごみ	紙くず、布類、木竹類、紙おむつなど	緑色の指定袋	ステーション	週1回	10L袋 40円 20L袋 60円 45L袋 100円	
燃やさないごみ	プラスチック・金属・ガラス・陶磁器・ゴム製品など	赤色の指定袋	ステーション	月2回	10L袋 40円 20L袋 60円 45L袋 100円	
生ごみ	残飯、調理くずなど	乳白色に青字の指定袋	ステーション	週2回	5L袋 20円 10L袋 30円 30L袋 60円	
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、ふとんなど	民間許可事業者が個別回収又は、事業所へ持ち込み	個別回収 個別持込	随時	300円 ～2,000円	
資源ごみ	空き缶	飲料用の鉄とアルミ製の空き缶、缶詰め缶、ガス・スプレー缶、ミルク缶など	透明袋か半透明袋 中身を出し軽く洗浄する ガス・スプレー缶は使い切る	ステーション	週1回	無料
	空きびん	飲料用の空きびん、調味料びん、栄養・健康ドリンクびんなど	透明袋か半透明袋 キャップ、王冠など異物を取り除く 中身を出し軽く洗浄する			
	ペットボトル	識別マークのある飲料用、酒類用、しょうゆ、めんつゆ・みりん用ペットボトルなど	透明袋か半透明袋 キャップ、ラベル、金属を取り除く 中身を出し軽く洗浄する			
	紙パック	牛乳パック、ジュースなどの飲料用パック	洗って、切り開き、乾燥させてばらけないようにヒモで縛る			
	段ボール	段ボール	ばらけないようにヒモで縛る ガムテープなどは取り除く			
	白色トレイ	両面が白色の発泡スチロール製トレイ（精肉、鮮魚、青果のトレイ、納豆のカップなど） 白色の発泡スチロール製魚箱	透明袋か半透明袋 異物、汚物を洗浄し、乾燥させる			
	その他プラスチック製容器包装	ペットボトルと白色トレイを除くプラスチック製容器包装 シャンプー、カップ麺容器、色付・透明トレイ、ラップフィルムなど	透明袋か半透明袋 異物、汚物を洗浄し、乾燥させる			
	その他紙製容器包装	ティッシュペーパーの箱、ラップの箱、菓子箱、紙製容器、デパート等の紙袋、包装紙、アルミを用いた飲料用紙容器	透明袋か半透明袋 紙以外の異物を取り除く			
	新聞・チラシ 雑誌	新聞、チラシ 週刊誌、月刊誌など	ばらけないようにヒモで縛る 紙以外のものを混ぜない			
有害ごみ	蛍光管、水銀体温計	透明袋か半透明袋	ステーション	月1回	無料	
その他ごみ	乾電池・ボタン電池	透明袋か半透明袋	ステーション	月1回	無料	

※粗大ごみを除き、本町の排出ルールで分別し、ごみ持ち込み施設に個別で持ち込むことができる。

また、表 3.1-8 に町で収集できないごみ及び排出された場合の対応を、表 3.1-9 に適正処理困難物の例を示します。

表 3.1-8 町で収集できないごみ及び排出された場合の対応

品 目	排出された際の対応
家電リサイクル法による対象品目 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)	販売店を通して所定のリサイクル方法で処分するように指導。
パソコン	メーカー製のパソコンは各メーカーへ、自作パソコンや倒産撤退メーカーのパソコンは「パソコン3R推進協会」へ回収を依頼するように指導。 電池を取り除き、小型家電回収時に排出。
収集運搬車両や処理施設の損壊、環境を損なう恐れがある適正処理困難物	町では収集・処理できないものとして、取扱い販売店や専門業者に依頼するよう指導。

表 3.1-9 適正処理困難物の例

自動車・バイクのタイヤ・ホイール、廃油、農薬、中身が入ったままのペンキ缶、プロパンガスのボンベ、消火器、ホームタンク、ドラム缶、バッテリー、大型楽器、オートバイ、スクーター、農機具類、その他危険なごみ
--

1.4 中間処理の状況

(1) 固形燃料(RDF)化の概要

本町では、協議会を構成する羊蹄山麓7ヶ町村による広域連携事業でゴミ処理を行っており、平成27年3月より燃やすごみを民間企業に委託し、「広域7ヶ町村一般廃棄物処理対応施設（固形燃料（RDF）化施設）」において固形燃料（RDF）化しています。固形燃料（RDF）化施設の概要は表3.1-10のとおりです。

表 3.1-10 固形燃料（RDF）化施設の概要

施設名称	広域7ヶ町村一般廃棄物処理対応施設
設置主体	ニセコ環境（株）
所在地	北海道虻田郡倶知安町琴平429-1
処理能力	17t/日
竣工	平成26（2014）年12月
処理方法	固形燃料（RDF）化方式
対象品目	一般廃棄物可燃物

本町の固形燃料（RDF）化実績は、表3.1-11及び図3.1-9のとおりです。
令和4年度の固形燃料（RDF）化実績は426tです。

表 3.1-11 本町の固形燃料（RDF）化の実績

	単位	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2017	2018	2019	2020	2021	2022
燃やすごみ搬入量	t	844	900	909	693	699	831
RDF化量	t	689	607	552	470	427	426

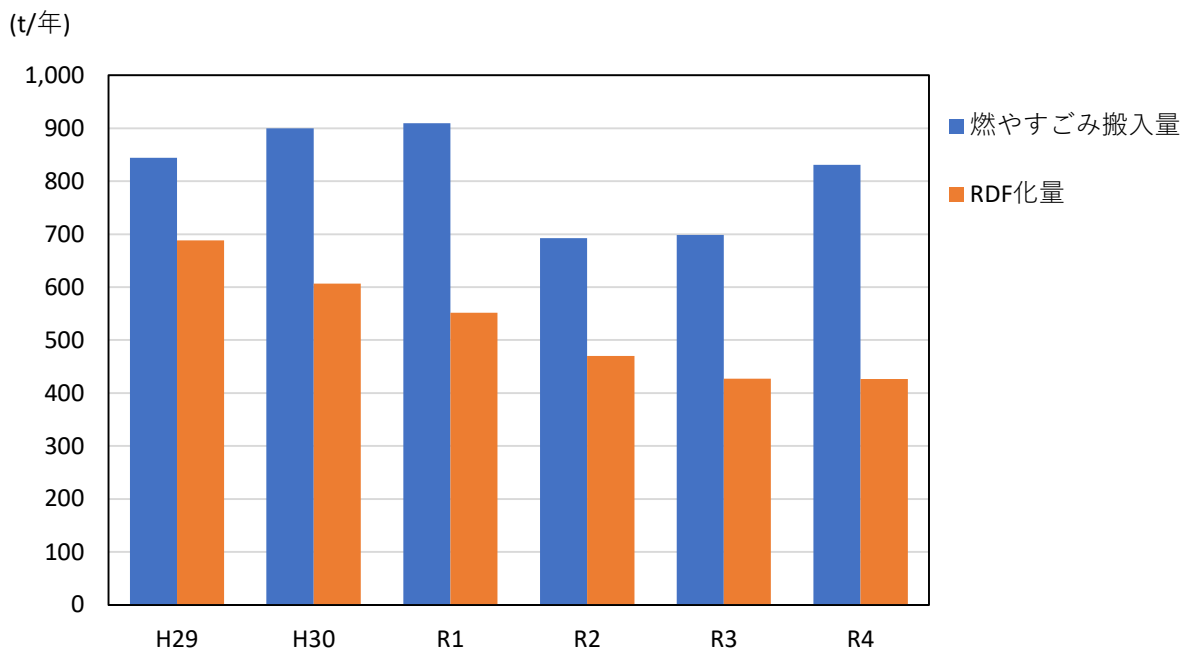


図 3.1-9 本町の固形燃料（RDF）化の実績

(2)堆肥化処理の概要

本町の生ごみは、「ニセコ町堆肥センター」で下水道汚泥と混合し、堆肥化処理しています。製造した堆肥は販売しており、農家を含めた町民が購入しています。表 3.1-12 に堆肥化施設の概要を示します。

表 3.1-12 堆肥化施設の概要

施設名称	ニセコ町堆肥センター
所在地	北海道虻田郡ニセコ町字豊里 2 番地 1
敷地面積	32,855.42m ²
延施設面積	6,082.74m ²
処理能力	原料：9,579 t (畜ふん6,675 t、生ごみ1,206 t、下水汚泥400 t) 製品堆肥：5,531 t
処理方式	混合→ヤード発酵→攪拌発酵→堆積発酵 攪拌方式：直線開放型ロータリー式攪拌機
稼動年月	平成 14 (2002) 年 12 月
処理対象物	生ごみ、下水汚泥、畜ふん

本町の堆肥化実績は、表 3.1-13 及び図 3.1-10 のとおりです。
令和 4 年度の堆肥製造実績は 509t です。

表 3.1-13 本町の堆肥化処理実績

	単位	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2017	2018	2019	2020	2021	2022
生ごみ搬入量	t	512	528	512	320	338	414
下水道汚泥搬入量	t	215	224	208	207	229	216
たい肥製造量	t	582	601	576	421	454	509

(t/年)

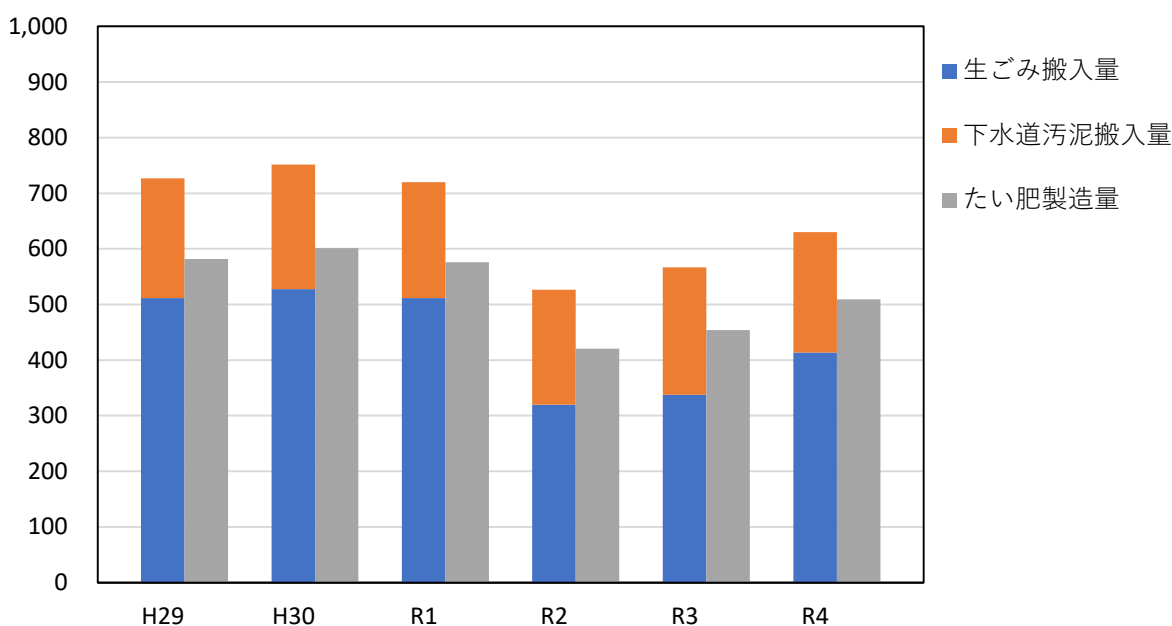


図 3.1-10 本町の堆肥化処理実績

1.5 最終処分の状況

本町の一般廃棄物最終処分場は、焼却残渣と破碎不燃物を埋立していましたが、残余容量の逼迫のため、平成30年度以降は最終処分場への搬入は行わず民間事業者へ委託し、埋立最終処分を行っています。なお、最終処分場の残余量は最終覆土分をあわせて、約800m³程となっています。現在も、水質基準に対してCOD値が高いため、引き続き散水し、水処理を行っています。表3.1-14に最終処分場の概要を示します。また、本町のごみの最終処分実績は、表3.1-15及び図3.1-11のとおりです。

表 3.1-14 最終処分場の概要

施設名称	ニセコ町一般廃棄物最終処分場
所在地	北海道虻田郡ニセコ町字豊里131番地4
埋立面積	1,000m ²
埋立容量	4,500m ³
供用開始	平成14(2002)年12月
埋立期間	平成14(2002)年度～平成21(2009)年度(当初計画)
埋立地の種類	被覆タイプの(焼却残渣・破碎不燃物)埋立処分場
浸出水処理能力	5 m ³ /日
浸出水処理方法	接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒

表 3.1-15 本町のごみの最終処分の実績

単位：t/年

	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
破碎不燃物	104.2	107.6	115.6	111.3	104.3	5.7	-	-	-	-
焼却灰	101.0	121.0	-	-	-	-	-	-	-	-
民間施設埋立	-	-	-	-	-	118.5	121.0	139.5	140.3	166.3
埋立合計	205.2	228.6	115.6	111.3	104.3	124.2	121.0	139.5	140.3	166.3

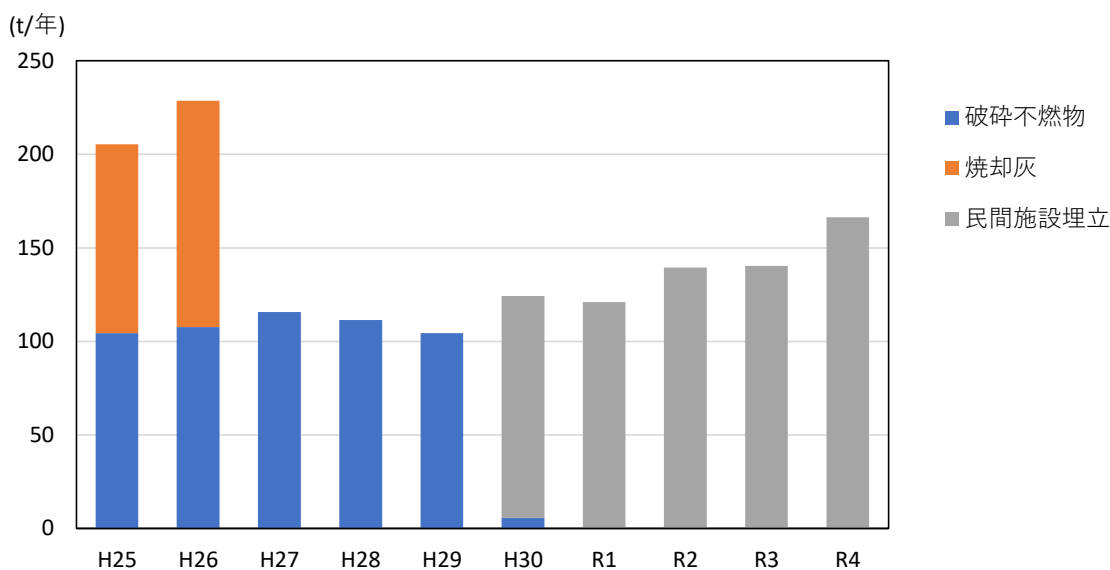


図 3.1-11 本町のごみの最終処分の実績

1.6 ごみの減量化・リサイクルの状況

本町におけるごみの減量化及びリサイクルへの取り組み状況を示します。

(1)ごみの減量化

本町では、平成14年10月より、燃やすごみ、燃やさないごみ、生ごみの指定袋制による有料化を行い、排出されるごみの減量化に取り組んでいます。

一般家庭から排出されるごみについては、分別によるリサイクル化が進んでいますが、主要産業である観光業を中心とした活発な経済活動により排出される事業系ごみが増え、町全体として一般廃棄物の減量化は非常に難しい状況です。

(2)リサイクル

本町では、燃やすごみはRDFによるリサイクル、生ごみは堆肥化、資源ごみの細かな分類により、排出されるごみのリサイクル徹底に努めています。

資源ごみとして分別収集した紙類、空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、民間事業者に委託して資源化しています。

(3)行政によるごみの減量・リサイクルの促進

本町では、ごみの分別排出を促進するため、町民に向けて「ごみの分け方と出し方」を日本語と英語で作成し、配布するとともに、本町のホームページでも公開しています。

また、「ごみの品目別分類一覧表」の作成や、携帯電話等で利用できる「ごみアプリ」を導入し、具体的なごみの分別品目の詳細や分別区分、ごみの出し方についての啓発を行っています。

廃棄物検討委員会、各地区の連合会において、ごみの分別の徹底や排出方法のルール厳守、リサイクルの啓発等の取り組みを行っています。

不法投棄や分別ルールが守られていないごみについては、捨てられたごみの内容から排出者を特定し、指導をするなどの対策を実施しています。

1.7 ごみ処理経費の状況

(1)ごみ処理経費の概況

本町におけるごみ処理経費の状況を表 3.1-16 及び図 3.1-12 に、これらについて、平成 25 年度を 100 とした場合の変化率を図 3.1-13 に示します。

本町のごみ処理経費は、平成 25 年度の 12,576 万円から徐々に増加して令和 4 年度は 18,025 万円となり、10 年間で約 1.4 倍に増加しています。

ごみ 1t 当たりの処理費、町民 1 人当たりの処理費についても、ともに増加傾向で、令和 4 年度は、ごみ 1t 当たりの処理費は約 10 万円/年、町民 1 人当たりの処理費は約 3.6 万円/人となっています。

平成 25 年度を 100 とした場合のごみの総排出量、収集運搬経費、処理処分経費、ごみ 1t 当たり及び町民 1 人当たり処理費については、ごみの総排出量は令和 2～3 年度に低迷したものの、それ以外の項目はほぼ右肩上がりに増加してきたことがわかります。

表 3.1-16 ごみ処理経費の状況

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
ごみ処理 経費	収集運搬経費(千円)	71,027	75,093	64,476	64,476	75,543	86,346	89,168	89,149	92,640	97,183
	処理処分経費(千円)	54,734	69,569	63,316	63,669	67,889	71,684	70,205	65,869	70,899	83,070
	合計(千円)	125,761	144,662	127,792	128,145	143,432	158,030	159,373	155,018	163,539	180,253
ごみの総排出量(t/年)		1,652	1,669	1,813	1,804	1,883	1,972	1,974	1,551	1,547	1,796
ごみ1t当たりの処理費(千円/t)		76	87	70	71	76	80	81	100	106	100
ごみ収集人口		4,804	4,914	4,872	4,921	5,115	5,104	5,028	4,900	4,887	4,970
1人当たりの処理費(千円/人)		26	29	26	26	28	31	32	32	33	36

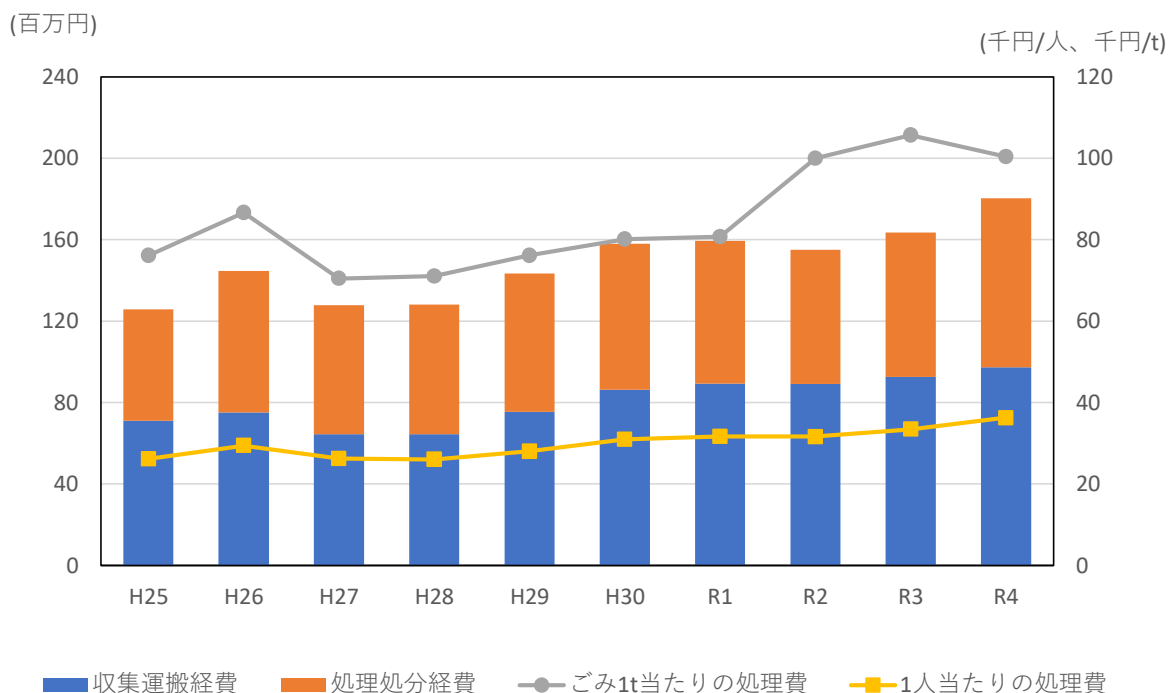


図 3.1-12 ごみ処理経費の状況

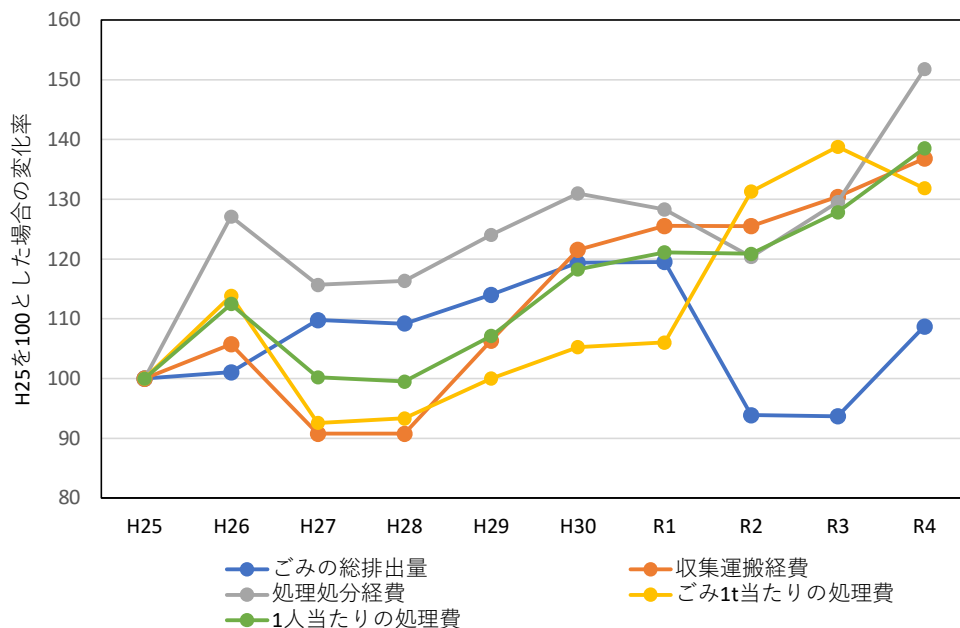


図 3.1-13 H25 を 100 とした場合の変化率

(2)ごみ排出経費

本町では、燃やすごみ、燃やさないごみ、生ごみについて、指定袋の有料化を行うことで排出抑制と処理費の排出者負担に取り組んでいます。表 3.1-17 に令和 5 年度現在の指定袋の価格を示します。

表 3.1-17 指定袋の価格（令和 5（2023）年度現在）

区分	価格					
燃やすごみ	10L 袋	40 円	20L 袋	60 円	45L 袋	100 円
燃やさないごみ	10L 袋	40 円	20L 袋	60 円	45L 袋	100 円
生ごみ	5L 袋	20 円	10L 袋	30 円	30L 袋	60 円

令和 5 年 10 月に実施した燃やすごみのごみ質調査結果（表 3.1-3）より、燃やすごみの単位体積重量は、 $143\text{kg}/\text{m}^3$ となっています。表 3.1-17 及び単位体積重量の値から、生活ごみの排出単価（1kg の排出に必要な価格。処理費用は含まない。）及び袋当たりの処理費について試算した結果を表 3.1-18 に示します。燃やすごみの排出単価は、排出に使用する袋の大きさにより異なり、1kg 当たり 19.4～35.0 円となっています。また、1 袋当たりの処理費（本町が処理委託先に支払う金額）は 62.7 円～283.3 円となっています。

表 3.1-18 生活系燃やすごみの 1kg 当たり排出単価及び 1 袋当たりの処理費（試算結果）

袋種類	1 袋当たり重量 (kg) ^{注 1}	袋の単価 (円/袋)	1kg 当たり排出単価 (円/kg) ^{注 2}	1 袋当たりの処理費 (円) ^{注 3}
10L 袋	1.14	40	35.0	62.7
20L 袋	2.29	60	26.2	126.0
45L 袋	5.15	100	19.4	283.3

注 1) ごみ袋の 80%にごみが入った状態（10L 袋の場合 8L 分）で排出されるものとした。

注 2) ごみ袋の容量全量のごみが入っている場合（最もコストが低い場合）は、それぞれ 28.0 円、21.0 円、15.5 円となる。

注 3) 1kg 当たり処理委託料金 55 円として算出した。

一方、処理施設への直接搬入されるごみ（本計画で「燃やすごみ（直接搬入）」として

いるものを含む)については、処理料金(排出者の負担単価)は1kgあたり5円となっています。

そのため、生活系ごみ(指定袋に入れて排出するごみ)の排出単価(19.4~35.0円/kg)に比べ、直接搬入ごみの排出単価(5円/kg)は、非常に低く抑えられており、負担の公平性の観点から、早急に、直接搬入ごみの処理料金について、改定する必要があります。

(3)ごみ処理経費

本町の燃やすごみの中間処理は、1kgあたり55円(令和5年度)で、民間の処理業者に委託して処理を行っています。

表3.1-19に、生活系ごみ及び燃やすごみ(直接搬入)の排出者が負担する排出単価と、本町が負担する処理委託料金を示します。表に示す排出単価と処理委託料金との差額は本町の負担となっており、本町の生活系ごみには、観光関連の事業所も含めた企業等から排出されるごみが多く含まれています。また処理委託料金は今後も確実に増額される見込みです。廃棄物処理法では、「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。(廃棄物処理法第3条、「排出事業者責任」と呼ぶ。)」と定められていることから、事業系ごみの排出に当たっては、事業者は自ら適切に処理費用を負担する必要があります。令和5年度の試算では、燃やすごみ(収集)と生ごみの最低約3割が観光関連の事業所から排出されると推計される²ため、町の財政から約3,800万円以上が事業系ごみの収集運搬及び処理のために支出されていることとなります。このことから、今後の町内の活発な経済活動に伴う事業系ごみの排出量増加により、町財政に事業系ごみの収集運搬・処理経費が及ぼす影響が大きくなっていくと考えられます。

以上のことから、今後は事業者によるごみの排出費用の適正な負担を目指し、ごみの収集・運搬方法について、再検討していく必要があります。

表 3.1-19 燃やすごみの排出・処理単価の比較

排出		処理	
負担者	1kg 当たり排出単価 (円/kg)	負担者	1kg 当たり処理委託料金 (円/kg)
生活ごみ (町民、事業者)	19.4~35.0 円	ニセコ町	55 円
燃やすごみ(直接搬入) (大規模事業者)	5 円		

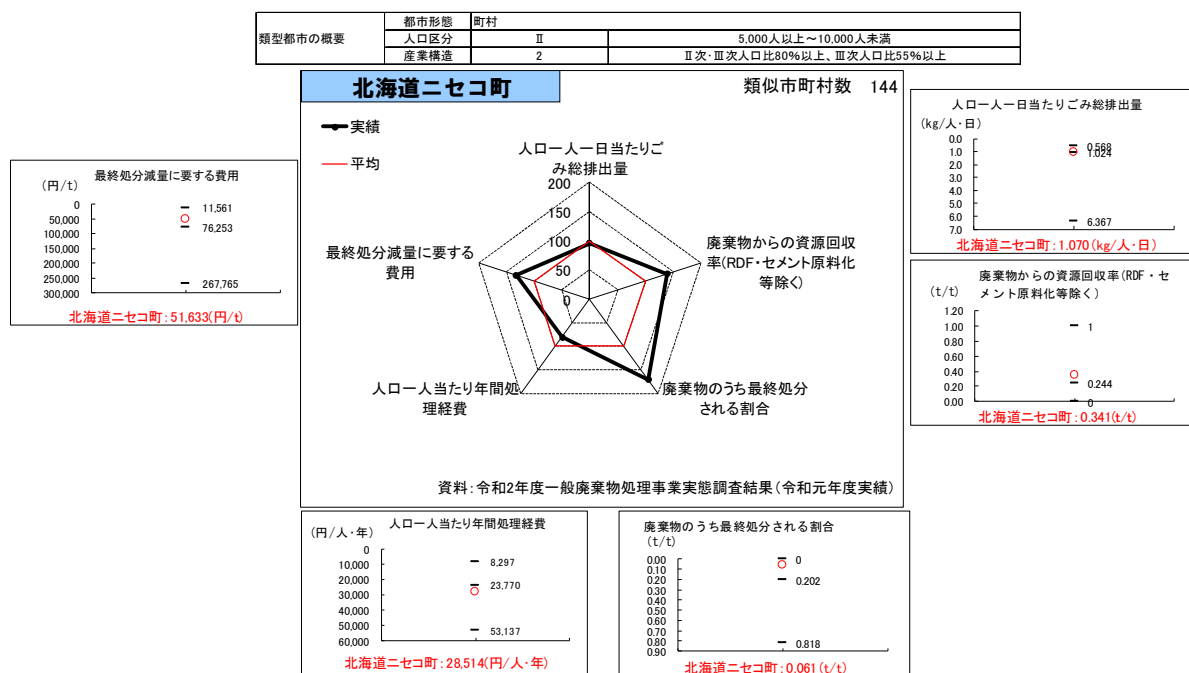
² 生活系ごみのうち、観光客の少なかった令和2~3年度と令和5年度推計値の差と燃やすごみ(直接搬入)の合計値が全体に占める割合。

1.8 他の自治体と比較したニセコ町の状況

(1)市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる分析

環境省が提供する循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムの構築のため、市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価するツールである「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」により、ニセコ町の一般廃棄物処理の特徴を検証しました。図 3.1-14 は、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価結果（令和元年度）で、道内の類似した人口規模の市町村と比較・評価をした結果となります。レーダーチャートの赤線は平均値で、外側に行くほど「良い（ごみ排出量が少ない、リサイクル率が高いなど）」結果となります。なお、本町では新型コロナウイルス感染症によるごみ排出量への影響が大きかったことから、影響を受ける以前の令和元年度実績で比較・評価を行います。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」は類似市町村平均と同程度、「最終処分減量に要する費用」は類似市町村平均よりやや少なくなっています。「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「人口一人当たり年間処理経費」については、類似市町村平均を上回るという結果になっています。



備考：エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないことにご注意ください。

出典：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（令和元年度実績、環境省）

図 3.1-14 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価結果

1.9 ごみ処理に関する課題

前節までの現況を基に、本町のごみ処理に関する課題について、以下のとおり整理しました。

(1)事業系ごみの増加

本町の事業系ごみは、「生活系ごみ」として家庭系ごみと一緒に収集を行っているため、観光客の増加に伴う事業系ごみの増加により、町の財政的な負担が非常に大きくなってきています。廃棄物処理法に定められた排出事業者責任という観点からも、事業系ごみを家庭系ごみとは異なる収集運搬・処理の体制に変更していく必要があります。その場合、事業者の負担は当然大きくなるものの、現行では本町の指定する方針に合わせる必要がある収集日や収集時間・分別などについて、事業者が個別に収集運搬業者や処理事業者と契約することで、各事業者の都合に合わせた運用が可能になるというメリットがあります。また、各企業ごとに用意するごみ保管ヤードの確保や分別のための要員や時間を削減することも可能となります。

(2)分別ルールの不徹底

本町は、スキー場やホテルなど観光施設が多くあり、近年、道外や海外からの移住者も増えています。移住者や長期滞在者、外国人等は本町のごみ分別に不慣れなことから分別が徹底されていないことが多く、これらの人口が増えるにつれ大きな課題となってきています。

また、ホテル・ペンションなどの宿泊施設や観光施設における観光事業者が排出するごみの分別・資源化の実施率が、家庭系ごみと比べて低い状態にあることも、分別に関する課題となっています。

(3)ごみの散乱・不法投棄

市街地から外れた地区では、道路沿いを中心にごみのポイ捨て、不法投棄が多く問題となっています。不法投棄されたごみの質・量から推測すると、一部の観光客や通勤等の車両での通過者が不法投棄を行っていることが多いと考えられます。春と秋に町内一斉にごみ拾いを行っていますが、不法投棄されるごみに追いつかない状況です。

今後、不法投棄対策としてごみの適正処理について町民や事業者の啓発を行うとともに、巡回パトロールを実施し警察機関や地域住民と連携を図って監視体制を強化する必要があります。

(4)最終処分場の今後に関する検討

本町の最終処分場では残余容量が逼迫していることから、現在は、最終処分場への搬入は行わず、民間事業者に最終処分を委託しています。最終処分場では廃止に向けて浸出水処理施設が稼働し浸出水の浄化作業のみを実施している状態です。今後は、最終処分場の早期閉鎖・廃止に向けて、埋立終了届の提出、跡地利用に関する協議等を行います。

(5)その他の課題

直接搬入ごみの排出に当たり、排出者が負担する料金は5kg当たり25円となっており、生活系ごみの排出料金（ごみ袋購入金額）に比べて低額に抑えられているため、町が負担する処理委託料金との差額が町の負担となっています。直接搬入ごみのほとんどは、大規模宿泊事業者からの事業系ごみであることから、今後、事業系ごみの収集運搬・処理体制の再構築と併せて、処理料金を相応の価格に早急に改定する必要があります。

また、ごみの収集・処理を行っている広域7ヶ町村は生活圏が一体となっており、人の交流も盛んであることから、ごみの指定袋や排出ルールの統一化が求められています。

2 将来のごみ量の予測

2.1 将来推計方法

本町から発生するごみを種類別に分類し、それぞれについて平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間の実績を基に、将来のごみ量について検討を行い、推計値を算出しました。なお、令和 5 年度の実績値を基にした推計値が、10 年間の実績を基にした推計値を大きく上回っているため、この差を用いて推計値の補正を行いました。図 3.2-1 にごみ量推計のイメージを示します。

推計にあたっては、生活系ごみは人口の増減により単純にごみ量も増減するため、人口増減要因を排除した 1 人 1 日当たりの排出量、直接搬入ごみについては、人口とは関係ないことから総量について推計を行いました。

生活系ごみのうち燃やすごみと生ごみ、直接搬入ごみについては、観光客入込数との関係が強いことから、過去 10 年間の観光客入込数と排出量との関係式を求め、目標年次における観光客入込数に対する排出量を推計しました。

生活系ごみのうち、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみについては、過去 10 年間の実績を基にトレンド推計を行いました。

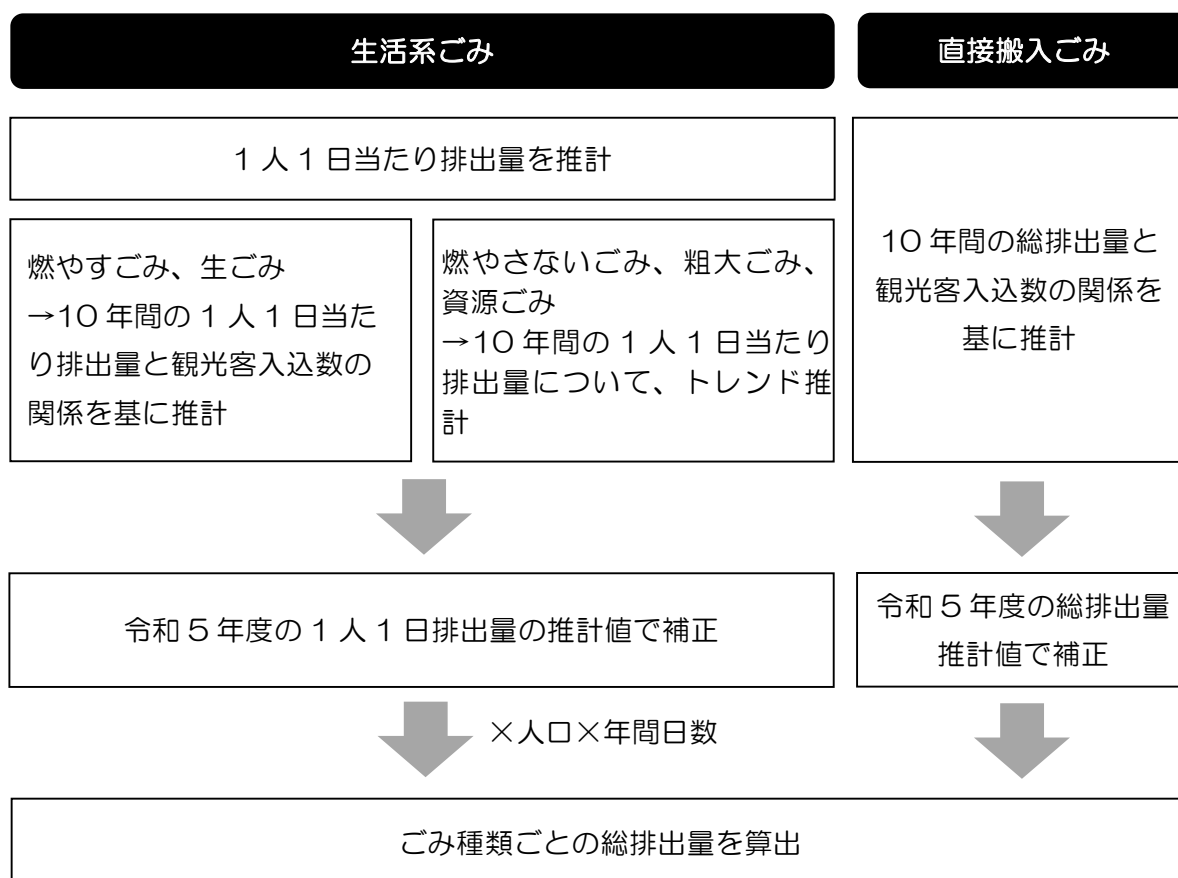


図 3.2-1 ごみ量推計のイメージ

2.2 将来推計結果

図 3.2-2 にごみ排出量の推計結果を示します。燃やさないごみ及び資源ごみは横ばい及び微増にとどまりますが、それ以外は観光客入込数の回復に伴って、大きく増加します。なおこの将来推計では、過去の傾向を基に排出量を推計しており、ごみの収集区分や収集方式の変更等については見込んでいません。

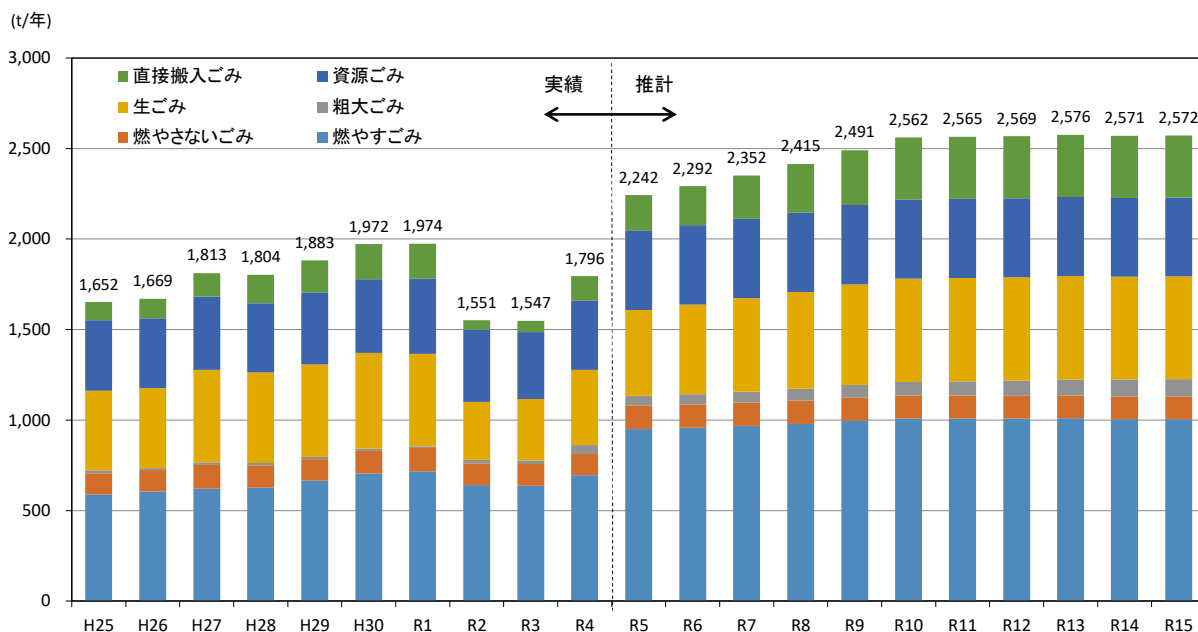


図 3.2-2 ごみ量排出量の将来推計

2.3 目標年次におけるごみ排出量の推計結果

目標年次におけるごみ排出量の推計結果は以下のとおりです。目標年次である令和 15 年度の総排出量は、2,572t/年と推計されます。

単位：t/年

		生活系収集ごみ					合計	直接搬入 ごみ	総計
		燃やす ごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	生ごみ	資源ごみ			
現況	R4	696	117	50	415	384	1,660	135	1,796
推計	R15	1,005	125	96	568	434	2,228	344	2,572

注) 現在の収集区分を基にした推計結果

<参考>1人1日当り排出量の推計結果

単位：g/人・日

		生活系収集ごみ					合計	直接搬入 ごみ	総計
		燃やす ごみ	燃やさない ごみ	粗大ごみ	生ごみ	資源ごみ			
現況	R4	383	64	27	228	212	915	74	990
推計	R15	533	66	51	301	230	1,180	182	1,363

3 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の基本方針

本町では、本計画期間のごみ処理の基本方針として、以下の項目を掲げます。

(1) 事業系ごみの適正な収集運搬・処理体制の構築

現在は「生活系ごみ」として、家庭系ごみと同じ体系で収集運搬・処理を行っている事業系ごみについて、法による排出事業者責任に基づき、家庭系ごみとは異なる収集運搬・処理体制を構築します。具体的には、事業系ごみの適正な収集運搬・処理の手法について検討し、事業者理解を求め、令和10年度までに、事業者が排出するごみは排出者の責任において収集運搬・処理をする新たな体制を開始します。

(2) ごみの資源化の推進

本町では町民・事業者の協力により、ごみの減量化・資源化を進めてきました。新型コロナウイルス感染症の5類移行により観光客が大幅に増え、燃やすごみ及び生ごみが再び増加しています。令和5年度は年度途中にもかかわらず、これまでを上回る勢いでごみ量が増加しており、今後、観光客数の回復に伴い、さらにごみの量が増加することが見込まれます。

ごみの排出量の増加は本町の経済活動の活性化によるものであるため、排出量を抑制することは大変難しいことから、本町ではごみの資源化を推進します。今後も継続して資源化を推進するため、ごみの分別の徹底を宿泊施設や観光関連事業所に対して要請を行うなど、ターゲットを絞った普及啓発活動を行います。また、移住者や長期滞在者、外国人に対するごみの分別指導を徹底するとともに、町民の資源循環への関心を高める啓発活動に取組み、町民・事業者と連携した全町的なリサイクル活動の一層の促進に努めます。

製品プラスチック（硬質プラ）のリサイクルについては、北海道内で製品プラスチックを処理できる体制等が整った後に、収集処理を行う予定です。なお、収集は、大型の製品プラスチックは年に数回の回収日を設け、排出者が持ち込みをし、小型の製品プラスチックは容器包装プラスチックと一緒に収集する事で検討をしています。

(3) 廃棄物の適正処理

中間処理においては、協議会を構成する羊蹄山麓7ヶ町村による広域連携事業により、燃やすごみの適正な処理を引き続き行うとともに、増加する観光関連の廃棄物の適正処理に向けた検討を行います。

(4) 最終処分場の閉鎖に向けた検討

現在、ごみの搬入を停止している最終処分場について、閉鎖に向けて必要な事項を洗い出し、閉鎖に向けたスケジュールを早急に作成するとともに、跡地の有効利用に向けて、関係先と協議を行います。

3.2 ごみ処理体制

計画目標年次である令和 15（2033）年度のごみ処理体制は図 3.3-1 のとおりとし、基本的には現行と同様とします。

燃やすごみについては、現行と同様に固形燃料（RDF）化方式で継続して処理を行う予定です。ただし、増加する観光関連の廃棄物の適正処理や、ごみの分別を分かりやすいものに切り替えることで住民のごみ処理に対する負担を減らすため、新たな中間処理施設の建設・運営方法も含めた処理の適正化に向けた検討を行うとともに、自治体間でごみの排出ルールの一斉化に向けた検討を行います。

燃やさないごみ及び粗大ごみについては、民間事業者により可燃物、不燃物、金属類に選別されています。選別された可燃物は固形燃料（RDF）化施設で処理され、不燃物は、委託施設の最終処分場で埋立処分し、金属類は回収し再資源化しており、今後も継続して処理を行う予定です。

生ごみについては、本町の堆肥センターにおいて堆肥化処理を行い、堆肥を製造し、販売することでリサイクルされており、今後も継続して処理を行う予定です。

資源ごみについては、民間事業者へ委託し、選別、中間処理の後、それぞれのリサイクル業者へ引き渡して資源化しており、今後も継続して処理を行う予定です。

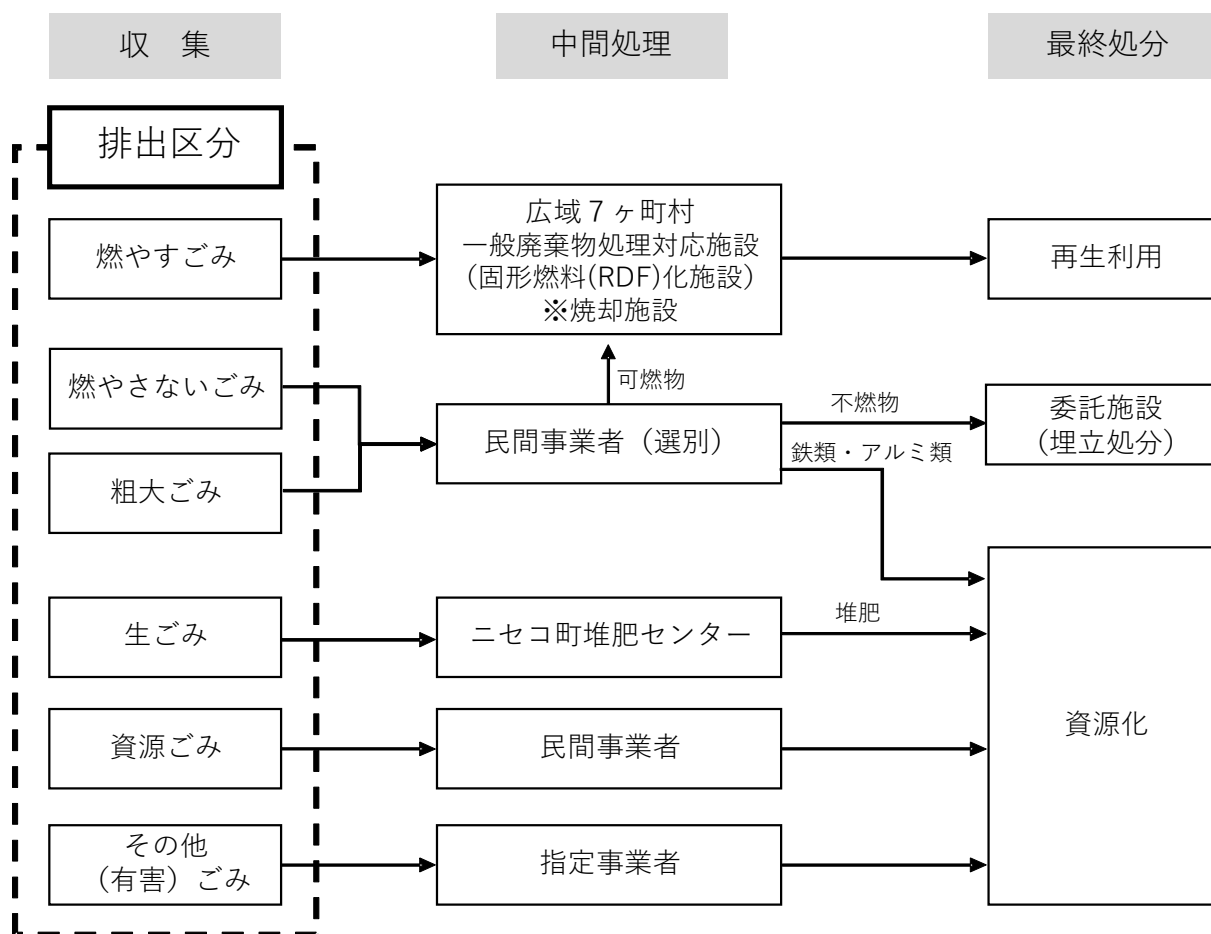


図 3.3-1 ごみ処理体制（令和 15（2033）年度）

3.3 ごみの排出抑制・再資源化計画

(1)基本方針

ごみの発生を抑制し、排出量の削減を図るとともに、資源ごみの分別排出の徹底を図り、循環型社会の形成を推進します。

(2)ごみの排出抑制・再資源化目標

本計画における本町のごみの排出抑制・再資源化目標は、表 3.3-1 のとおりとします。本町は、今後、観光客の増加に伴いごみ排出量のさらなる増加が見込まれることから、1人1日総排出量の目標は、以下のとおり設定し、1,363g/人日とします。なお、事業系ごみを家庭系ごみと分離した場合は、家庭系ごみについて北海道の示した目標値とします(900g/人日)。

また、リサイクル率の目標は、現況と同様、40%以上を維持することとします。

表 3.3-1 ごみの排出抑制・再資源化の目標値

	現況 令和 4 (2022) 年度	目標年次 令和 15 (2033) 年度
1人1日総排出量	990g/人・日	1,363g/人・日
リサイクル率	44.5%	40%以上

(3)計画目標年次における計画ごみ量

国と道のごみ排出抑制・再資源化目標と、本町の目標との比較は表 3.3-2 のとおりとなります。1人1日当たりごみ排出量は国及び道の目標値と比較すると高くなりますが、リサイクル率については道の目標を達成する見込みです。

表 3.3-2 上位計画の排出抑制・再資源化目標値との比較

	ニセコ町 (本計画)	国	北海道
目標年次	令和 15 年度 (2033)	令和 7 年度 (2025)	令和 6 年度 (2024)
1人1日当たり ごみ排出量 (事業系ごみを除いた 排出量)	1,363g/人・日 (900g/人・日)	850g/人・日	900g/人・日
リサイクル率	40%以上	—	30%以上

直接搬入ごみと生活ごみに含まれる事業系ごみ(推計値)を合算した値としました。

表 3.3-3 計画目標年次におけるごみ量

項 目	単位	実績	目標	
		R4 2022	R15 2033	
人口	人	4,970	5,172	
観光客入込数	百万人	143	208	
ごみ排出量	t/年	1,796	2,572	
(原単位)	g/人・日	990	1,363	
生活系収集ごみ (資源ごみ等含む)	t/年	1,660	1,699	
(原単位)	g/人・日	915	900	
燃やすごみ	t/年	696	654	
(原単位)	g/人・日	383	346	
燃やさないごみ	t/年	117	125	
(原単位)	g/人・日	64	66	
粗大ごみ	t/年	50	96	
(原単位)	g/人・日	27	51	
生ごみ	t/年	415	390	
(原単位)	g/人・日	228	206	
資源ごみ	t/年	384	434	
(原単位)	g/人・日	212	230	
直接搬入ごみ	t/年	135	—	
事業系ごみ	t/年	—	873	
資源収集量	t/年	417	450	
紙類	紙パック	t/年	0	1
	段ボール	t/年	138	128
	その他紙製容器包装	t/年	3	3
	新聞・チラシ	t/年	58	75
	その他紙類	t/年	23	30
缶類	t/年	39	31	
びん類	t/年	88	100	
ペットボトル	t/年	22	29	
プラ	白色トレイ	t/年	1	0
	その他プラ	t/年	44	48
廃乾電池・蛍光管	t/年	2	2	
焼却処理量(RDF 化処理)	t/年	831	1,349	
資源化量	t/年	799	1,002	
堆肥化量	t/年	415	568	
直接資源化量	t/年	384	434	
最終処分量	t/年	166	221	
リサイクル率	%	44.5	39.0	

(4)ごみの排出抑制・再資源化に関する施策

① 町民の取り組みに対する促進・支援

- ・ 町民による自主的な取り組みを促進するため、家庭における排出抑制・リサイクルに関する情報提供や啓発の充実を図る。
- ・ 過剰包装や使い捨て容器の購入及び使用の自粛、詰め替え製品やリターナブル容器の購入・使用を呼びかける。
- ・ 資源物をできる限りリサイクルするため、分別の徹底を啓発していく。
- ・ ごみ問題に対する意識向上のため、町民に対するごみ処理施設の見学会等の機会を設ける。

② 事業者の取り組みに対する促進・支援

- ・ 事業所による独自の収集・処理を実施するため、ごみ減量・資源化等に関する具体的な取り組み事例等の周知や処理処分方法の相談などの情報提供と、関係機関との協議検討の場を作り、事業系ごみの独自収集処理への支援を行う。

③ 行政の取り組み

- ・ 外国人を含む移住者や長期滞在者に対してごみの排出抑制、再資源化への取り組みを促進するため、転入者に対する個別の説明、長期滞在施設の管理者に対する説明及び滞在者への説明の依頼等を行うとともに、外国語の説明資料を充実するなど、情報提供体制の充実を図る。
- ・ 事業系ごみの排出抑制を図るため、事業所に対するごみの排出抑制・再生利用について指導等を行うとともに、事業系ごみの収集処理費用の適正化に取り組む。
- ・ 国の廃棄物の排出抑制・分別促進等に関連する法律等の動向について、情報を収集し、本町に導入可能な施策を検討する。
- ・ ごみの資源化・有効利用の方法や事例・効果等を研究し、本町に導入可能な施策を検討する。

3.4 ごみの収集・運搬計画

(1)基本方針

分別排出の周知徹底を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬を安全かつ衛生的に実施します。

(2)ごみの収集対象区域

ごみの収集対象区域は、本町の行政区域内全域のうち、現行で収集している区域を基本としますが、ただし、今後の住民の居住状況によって、必要に応じて収集区域の見直しを検討します。なお、事業系ごみについては、令和10年度を目途に、新たな収集運搬・処理体制を開始するための検討を早急に行います。

(3)ごみ収集・運搬の機材

ごみの収集・運搬業務は、現行と同様に委託とします。ごみの収集・運搬機材は、令和5年度現在、表3.3-4のとおりです。

今後、ごみ質やごみ量の変化、収集運搬体制の変更（家庭系ごみと事業系ごみの分離）など、収集運搬の状況が大きく変化した場合は、効率的な収集・運搬体制を検討し、必要に応じて見直しを行います。ごみの収集・運搬車両を更新する際には、デジタル技術を活用した収集車や低公害車の導入を委託業者に勧めるようにします。

表 3.3-4 ごみの収集・運搬機材

車種	形式	台数
パッカー車	4～6.2トン車	6台
平ボディ車	4トン車	1台
	2トン車	3台
	軽トラック	2台
ダンプ車	6トン車	1台
脱着装置付コンテナ専用車	12.4トン車	1台

(4)ごみの分別収集区分

ごみの分別収集区分と収集方法は現行と同様に、表3.3-5のとおりとします。

今後、ごみ質やごみ量の変化、処理・処分方法、収集運搬体制の変更、施設での受入れ体制の変更など、状況が大きく変化した場合は、効率的な収集・運搬体制を検討し、適宜見直しを行います。

また、近隣町村と分別ルールの一統化を目指します。

表 3.3-5 ごみの分別収集区分と収集方法

区分	ごみの種類	排出形態	収集方法	収集頻度	収集料金	
燃やすごみ	紙くず、布類、木竹類、紙おむつなど	緑色の指定袋	ステーション	週1回	10L袋 40円 20L袋 60円 45L袋 100円	
燃やさないごみ	プラスチック・金属・ガラス・陶磁器・ゴム製品など	赤色の指定袋	ステーション	月2回	10L袋 40円 20L袋 60円 45L袋 100円	
生ごみ	残飯、調理くずなど	乳白色に青字の指定袋	ステーション	週2回	5L袋 20円 10L袋 30円 30L袋 60円	
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、ふとんなど	民間許可事業者が個別回収又は、事業所へ持ち込み	個別回収 個別持込	随時	300円 ～2,000円	
資源ごみ	空き缶	飲料用の鉄とアルミ製の空き缶、缶詰め缶、ガス・スプレー缶、ミルク缶など	透明袋か半透明袋 中身を出し軽く洗浄する ガス・スプレー缶は使い切る	ステーション	週1回	無料
	空きびん	飲料用の空きびん、調味料びん、栄養・健康ドリンクびんなど	透明袋か半透明袋 キャップ、王冠など異物を取り除く 中身を出し軽く洗浄する			
	ペットボトル	識別マークのある飲料用、酒類用、しょうゆ、めんつゆ・みりん用ペットボトルなど	透明袋か半透明袋 キャップ、ラベル、金属を取り除く 中身を出し軽く洗浄する			
	紙パック	牛乳パック、ジュースなどの飲料用パック	洗って、切り開き、乾燥させてばらけないようにヒモで縛る			
	段ボール	段ボール	ばらけないようにヒモで縛る ガムテープなどは取り除く			
	白色トレイ	両面が白色の発泡スチロール製トレイ（精肉、鮮魚、青果のトレイ、納豆のカップなど） 白色の発泡スチロール製魚箱	透明袋か半透明袋 異物、汚物を洗浄し、乾燥させる			
	その他プラスチック製容器包装	ペットボトルと白色トレイを除くプラスチック製容器包装 シャンプー、カップ麺容器、色付・透明トレイ、ラップフィルムなど	透明袋か半透明袋 異物、汚物を洗浄し、乾燥させる			
	その他紙製容器包装	ティッシュペーパーの箱、ラップの箱、菓子箱、紙製容器、デパート等の紙袋、包装紙、アルミを用いた飲料用紙容器	透明袋か半透明袋 紙以外の異物を取り除く			
	新聞・チラシ 雑誌	新聞、チラシ 週刊誌、月刊誌など	ばらけないようにヒモで縛る 紙以外のものを混ぜない			
有害ごみ	蛍光管、水銀体温計	透明袋か半透明袋	ステーション	月1回	無料	
その他ごみ	乾電池・ボタン電池	透明袋か半透明袋	ステーション	月1回	無料	

※粗大ごみを除き、本町の排出ルールで分別し、ごみ持ち込み施設に個別で持ち込むことができる。

(5)事業系一般廃棄物

廃棄物処理法第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。

しかし、本町内では、比較的小規模の事業所が多かったため、事業系一般廃棄物を家庭系ごみと同様の体系で、収集並びに施設への受入れを行ってきました。

近年、ヒルトンニセコビレッジを代表として、規模の大きい宿泊施設が増加し、観光客数も増加傾向にあることから、排出されるごみ量も多くなっています。

当面は継続して、事業系一般廃棄物は生活系ごみと同時に収集することとします。しかし、今後も大規模な宿泊施設の建設予定があるなど、事業系ごみの増加が見込まれることから、令和10年度を目標に、排出者の責任における収集処理に変更していきます。また、事業系一般廃棄物の排出抑制や分別の徹底による再生利用についての指導を行っていきます。

(6)小型家庭電化製品

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月に施行され、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等も冷蔵庫、テレビ、エアコンなどと同様に、再資源化が促進されることになりました。小型家電のリサイクルについては、市町村の責務としては、「小型家電を分別収集し、認定業者に引き渡す」ことになっています。本町では、年2回の廃小型家電の収集を行っており、これを継続していくことで、埋め立て処分をするごみの量を減らすように取り組めます。

(7)製品(硬質)プラスチック製品

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックの包括的な資源循環体制を強化するため、設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクル等の各段階において、取り組むべき事項が示され、市町村においては、「プラスチック資源の分別回収及び再資源化」に努めることとされました。本町においては、現在は製品(硬質)プラスチックを資源ごみとして収集処理をしていませんが、収集・分別・運搬・処理がスムーズに行うことができる体制が整い次第取り組む計画です。

(8)在宅医療廃棄物

今後、高齢化や医療の進歩、規制緩和などが進むにつれ、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物(以下、「在宅医療系廃棄物」という。)の増加が懸念されます。在宅医療系廃棄物の処理の在り方については、「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」(平成17年9月8日、環廃対発050908003号・環廃産発050908001号)において、最も望ましい方法として次の方法が考えられるとしています。

- | |
|--|
| <p>①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。</p> <p>②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。</p> |
|--|

本町では、在宅医療に使用した注射器・注射針・点滴針・血液付着物については、医療機

関・薬局へ引取依頼をするように指導します。その他の在宅医療系廃棄物については、本町が可燃ごみとして収集を行います。

(9)本町が受け入れないごみ

本町が受け入れない主要なごみとその対処方法は、表 3.4-7 のとおりとします。受け入れないごみは、大きく分けて家電リサイクル法による対象品目、適正処理困難物となっています。今後も、これまでどおり、受け入れないごみとその対処方法の周知と指導を行います。

なお、多様化するごみに対応するため、分類や廃棄方法が分かりにくいごみについて相談したり、収集する機会の実施について検討をしていきます。

表 3.3-6 本町が受け入れない主要なごみとその対処方法

受け入れない主要なごみ		対処方法
家電リサイクル法による対象品目		<ul style="list-style-type: none"> ・買い替える場合は、小売店に依頼する。 ・ごみとして排出する場合は、購入した小売店に依頼する。 ・購入した小売店が無い場合や通信販売の場合は、町内の電器店に問い合わせる。
パソコン	メーカー製のパソコン 自作パソコンや倒産撤退メーカーのパソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンのメーカーに回収を依頼する。 ・パソコン 3R 推進協会へ依頼する。 ・廃小型家電回収時に排出する。
適正処理困難物	自動車・バイクのタイヤ・ホイール、廃油、農薬、中身が入ったままのペンキ缶、プロパンガスのボンベ、ホームタンク、ドラム缶、バッテリー、大型楽器、農機具類、その他危険なごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・購入先、販売店、又は専門業者等に依頼する。
	消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・購入先、販売店、又は(株)消火器リサイクル推進センターに相談する。
	オートバイ・スクーター	<ul style="list-style-type: none"> ・購入先、販売店等に相談する。
	医療関係器具	<ul style="list-style-type: none"> ・鋭利なもの、血液の付着しているものは、医療機関に戻す。 ※上記以外は、燃やすごみとして出す。
	庭土・土砂・砂利	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理および清掃に関する法律第2条により、土地造成等の有用物であり廃棄物ではない。

3.5 ごみの中間処理計画

(1)基本方針

燃やすごみについては、羊蹄山麓7ヶ町村による広域連携事業での現行の中間処理体制（固形燃料化）を維持するとともに、生ごみについては堆肥化等の本町独自のごみの資源化を行います。

資源ごみについては、民間事業者へ委託し、法に則り適切に資源化を行います。

(2)中間処理の方法

中間処理の方法は、現行と同様に、表 3.3-7 のとおりとします。

燃やすごみについては、広域7ヶ町村で契約した民間企業の一般廃棄物処理対応施設により、固形燃料（RDF）化しています。なお、衛生ごみについては令和3年度以降焼却処理され、残渣は倶知安町内の処理施設で最終処分されています。

生ごみは、下水道汚泥と混合してニセコ町堆肥センターで堆肥化します。

紙類、空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック類の資源ごみは、民間事業者へ委託して資源化します。

表 3.3-7 中間処理方法

ごみの種別	処理方法	中間処理施設	処理主体
燃やすごみ	固形燃料（RDF）化 衛生ごみについては焼却処理	広域7ヶ町村一般廃棄物処理対応施設 （固形燃料（RDF）化施設） 焼却施設（衛生ごみ）	民間事業者
生ごみ	堆肥化	ニセコ町堆肥センター	ニセコ町
資源ごみ	選別、圧縮、梱包、保管	（有）塚越産業	民間事業者

(3)中間処理量

本町の中間処理施設における処理対象量は、表 3.3-8 のとおりです。

表 3.3-8 中間処理施設における処理対象量（事業系ごみを含む）

	単位	実績	目標
		R4 (2022)	R15 (2033)
焼却処理量・RDF処理量	t/年	831	1,349
堆肥化量	t/年	415	568
直接資源化量	t/年	384	434
総資源化量	t/年	799	1,002

(4)中間処理施設の維持管理

ニセコ町堆肥センターでは、環境に対する影響・負荷の低減に努めます。また、施設の長寿命化を図るため、必要に応じて点検整備や補修等を実施し、適正な維持管理を行います。

(5)住民啓発

町民全般を対象とする中間処理施設等の見学会を開催するなど、ごみに関しての住民啓発に活用します。また、固形燃料（RDF）化施設や近隣自治体のごみ処理施設等の情報や見学会などで、住民啓発に活用できるよう検討します。

3.6 ごみの最終処分計画

(1)基本方針

本町では、豊里地区にある既設のニセコ町一般廃棄物最終処分場は残余容量が切迫していることから、平成 30（2018）年度以降、不燃物は委託施設の最終処分場に埋立処分しています。今後も原則として、同様の処理方法を継続します。ただし、近隣町村で、共同の最終処分場の建設や運営などのあり方も検討をしていきます。

(2)最終処分量

本町で発生するごみの最終処分量は、表 3.3-9 のとおりです。

表 3.3-9 最終処分量（事業系ごみを含む）

	単位	実績	目標
		R4 (2022)	R15 (2033)
最終処分量	t/年	166	140

(3)最終処分場の維持管理

現在、最終処分場に新たなごみを搬入し埋立処分を行っていませんが、すでに埋め立てられたごみに散水し安定化処理を行っています。施設周辺の環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるため、一般廃棄物最終処分場本体と浸出水処理施設を今後も適正に管理します。

(4)最終処分場の閉鎖に向けた協議

図 3.3-2 に一般廃棄物最終処分場の廃止に向けた流れを示します。本町の一般廃棄物最終処分場は、図 3.3-2 に示すとおり、現在はごみの搬入を停止していますが、すでに埋め立てられたごみの安定化を図るために散水し、そこから浸出した水を基準に基づく数値にして排水するための浸出水処理施設が稼働している状況にあります。この浸出水処理施設についても老朽化しています。

最終処分場の残余量がわずかであること、ごみの搬入がないこと、施設の老朽化が進んでいることなどから、本計画期間内に埋立処分終了届を提出するとともに、最終処分場跡地の有効活用について協議を行い、処理水の基準値内での安定化を確認し、廃止をする予定です。

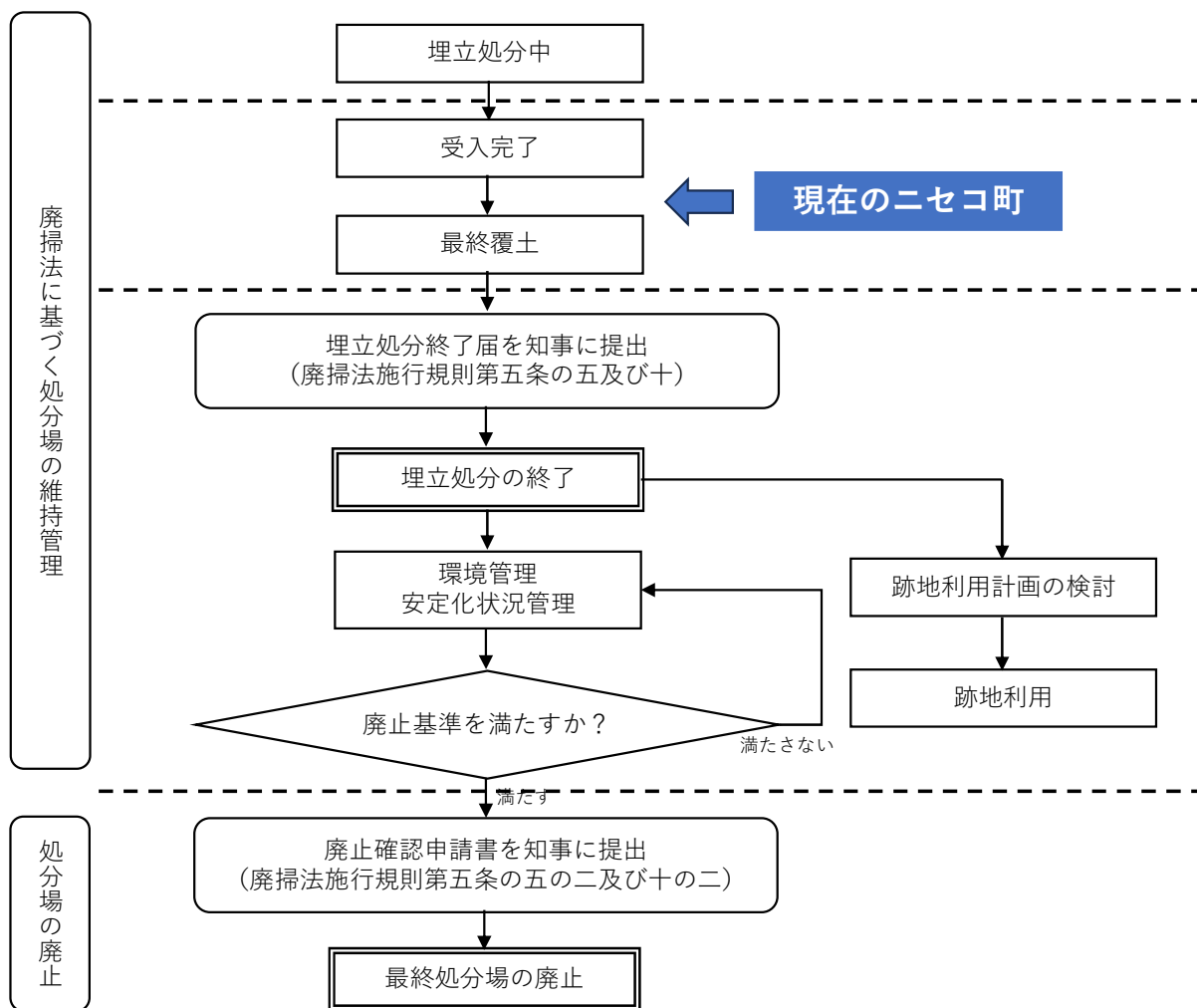


図 3.3-2 最終処分場の廃止に向けた流れ

(5)最終処分場の広域化の検討

一般廃棄物最終処分場については、計画期間内には新規の最終処分場整備は行わない予定となっていますが、今後はイニシャルコストの抑制が可能な広域処理方式での設置等を近隣の自治体と協議検討をしていきます。

3.7 ごみに関するその他の計画

(1)災害廃棄物対策

本町では令和6年2月に災害廃棄物処理計画を策定し、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制の強化を図るとともに、災害時に発生する廃棄物の処理や災害などにより一時的に町内や広域でのごみ処理等が不可能となった場合に備えて、災害廃棄物の仮置場の場所等について示しました。今後も、災害の種類や規模に応じた対応等について、継続的に検討していきます。

(2)不法投棄対策

不法投棄対策として防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について町民及び事業者への啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って監視体制を強化します。

(3)散乱ごみ対策

散乱ごみ対策として、モラルやマナーの低下という住民意識に着目し、普及啓発活動を推進します。また、観光客や通勤者のポイ捨てなどを防止するため、宿泊施設や観光施設、コンビニエンスストア等と連携し、防止対策の取組を検討し、実施していきます。

- ① キャンペーン活動（ポスター、イベント等）による啓発を促進します。
- ② 清掃運動・緑化運動の実施を促進します。
- ③ 意識高揚のためのPRの展開をします。

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

1.1 生活排水処理体系

(1)生活排水処理体系の現状

本町の生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽によって行われています。これらの施設が整備されていない地域及び住宅等では、し尿のみが単独処理浄化槽または汲み取り便槽により処理されています。なお、工場排水、雨水、その他の特殊な排水は、生活排水から除かれます。

本町における処理施設別の対象排水種類は表 4.1-1 のとおりです。

表 4.1-1 処理施設別の排水種類

処理施設の種類		対象となる排水の種類
水洗化	公共下水道	し尿、生活雑排水
	農業集落排水施設	し尿、生活雑排水
	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水
	単独処理浄化槽	し尿
非水洗化	汲み取り便槽	し尿

※生活雑排水＝台所（炊事）、洗濯、風呂等からの排水

本町の生活排水は、ニセコ町市街については公共下水道事業により、また、西富地区では農業集落排水事業により、集合処理を行っています。さらに、下水道計画区域、農業集落排水事業計画処理区域以外では合併処理浄化槽による処理を進めています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は羊蹄山麓環境衛生組合（構成 6 町村: 倶知安町、喜茂別町、京極町、留寿都村、真狩村、ニセコ町）のし尿処理施設（羊蹄衛生センター）で行っています。行政区域内の生活排水の処理体系を図 4.1-1 に示します。

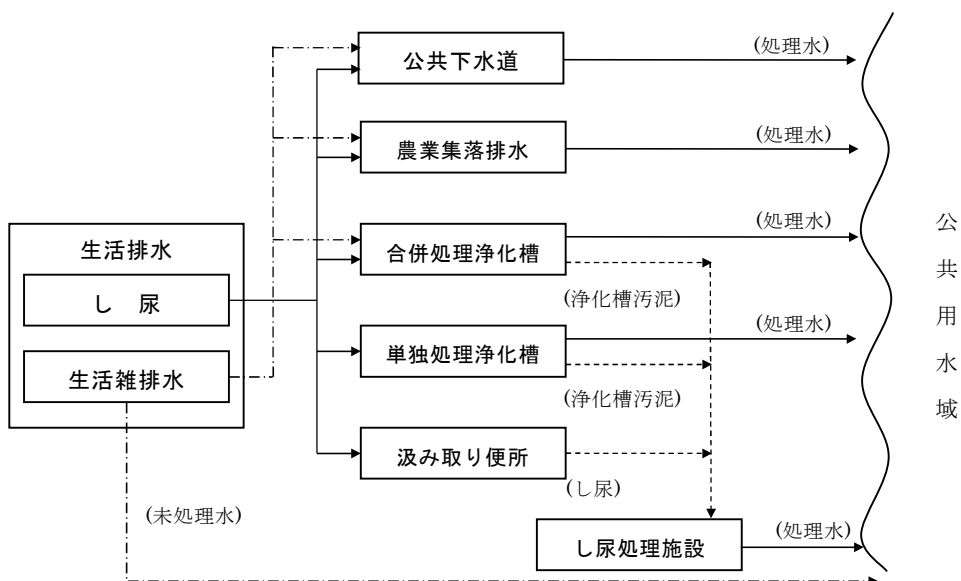


図 4.1-1 生活排水の処理体系

(2)放流先公共水域の概況

ニセコ町の公共下水道の放流先は一級河川尻別川の支流である真狩川です。
放流先水域の概要を表 4.1-2 に、真狩川及び尻別川の位置を図 4.1-2 に示します。

表 4.1-2 放流先水域の概要

河川名	真狩川	尻別川
水系名	尻別川水系	尻別川水系
法区分	一級河川	一級河川
流域面積	167.5 km ²	1,640.0 km ²
流路延長	27.4 km	125.7 km
水質環境基準	A (イ)	AA(イ), A(イ)

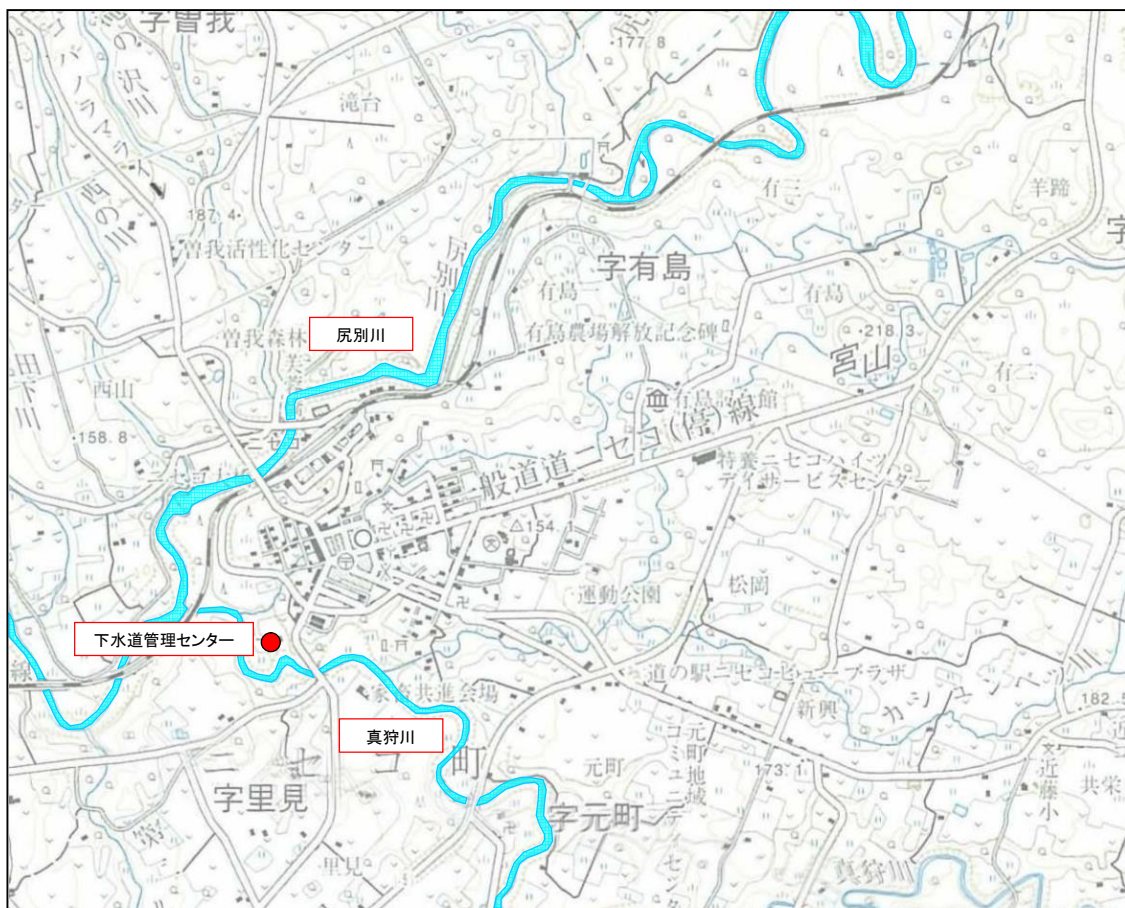


図 4.1-2 放流先河川等位置図

(3)真狩川の水質環境基準

ニセコ町下水道管理センターの放流先である真狩川は、尻別川水系の支川であり、羊蹄山に源を發しニセコ町内にて尻別川に注ぐ流路延長約 27.4km、流域面積約 167.5km²の河川です。

真狩川及び本流である尻別川において、水質環境基準で A 類型に指定されています。真狩川及び尻別川の水質環境基準の類型と基準値を表 4.1-3 に示します。

表 4.1-3 真狩川と尻別川の水質環境基準

水 域		当該類型	達成期間	備 考	
真狩川 (尻別川下流(3))		A	イ*	H21.9.4 改正指定(道告示第 617 号) 【利用目的の適応性】	
類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5~8.5	3 mg/l以下	25 mg/l以下	7.5 mg/l以上	300CFU/100ml 以下
尻別川 (尻別川下 流(2))		A	イ*	H21.9.4 改正指定(道告示第 617 号) 【利用目的の適応性】	
類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5~8.5	2 mg/l以下	25 mg/l以下	7.5 mg/l以上	300CFU/100ml 以下

※達成期間の取り扱い 「イ」：直ちに達成

(4)生活排水処理形態別人口

生活排水の排出状況は、図 4.1-3 で示す処理形態別人口で整理されます。

処理形態別人口とは、計画処理区域内人口に対して下水道や農業集落排水、浄化槽などの処理施設別の処理人口（水洗化人口）で整理したものです。処理形態別人口のうち、下水道や農業集落排水、浄化槽など水洗化され、かつ生活雑排水を処理している人口の計画処理区域内人口に対する割合が生活排水処理率として定義され、生活排水処理の指標として用いられます。

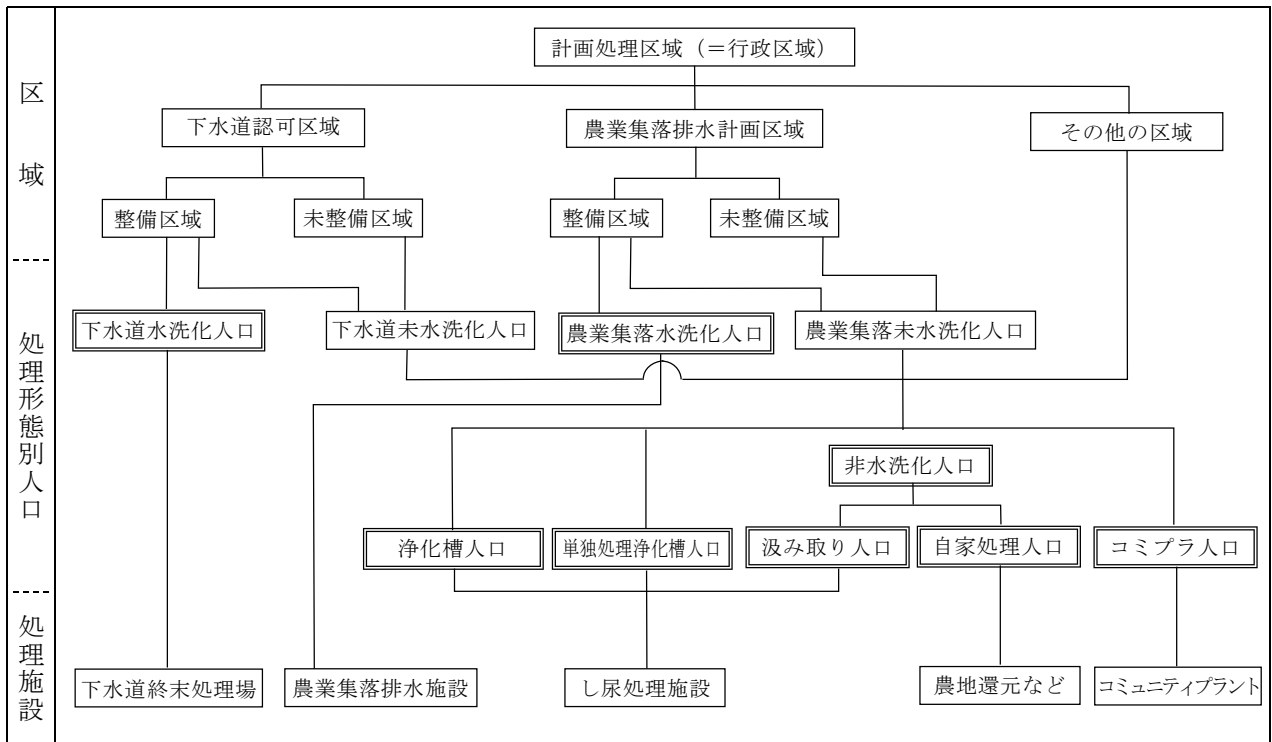


図 4.1-3 生活排水処理形態別人口

本町の生活排水の処理形態別人口の推移を表 4.1-4 に示します。

本町の生活排水は、主に公共下水道事業と農業集落排水事業によって処理しています。これらの事業による水洗化人口は、令和 4 年度で行政区域内人口に対して 46%となっています。これに浄化槽による処理人口とあわせると 78%の生活排水が適正に処理されています（数値は令和 4 年 3 月 31 日現在）。

表 4.1-4 生活排水処理形態別人口

(単位：人)

区分	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
1 計画処理区域内人口	5,104	5,028	4,900	4,887	4,970
2 水洗化・生活雑排水処理人口	3,796	3,833	3,778	3,800	3,885
(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0
(2)浄化槽	1,366	1,433	1,422	1,447	1,578
(3)下水道	2,406	2,378	2,334	2,332	2,286
(4)農業集落排水事業	24	22	22	21	21
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	277	290	261	269	259
4 非水洗化人口	1,031	905	861	818	826
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
(生活排水処理率)	74%	76%	77%	78%	78%

注) 生活排水処理率

$$= (\text{合併処理浄化槽人口} + \text{公共下水道人口} + \text{農業集落排水施設人口}) / \text{計画処理区域内人口}$$

1.2 集合処理の概要

(1)公共下水道

表 4.1-5 に下水道事業計画の概要を示します。

本町の公共下水道は、平成 6 年 10 月に事業認可を取得後、認可変更等を経ながら下水道整備を行っています。平成 12 年 11 月にはニセコ町下水道管理センターの供用が開始し、以後、本町における生活排水処理の中心的役割を果たしています。

表 4.1-5 下水道事業計画の概要

区 分	全 体 計 画 (ニセコ町市街処理区)	認 可 計 画 (ニセコ町市街処理区)
計画年度	令和 5 年度	令和 5 年度
計画区域面積	125.0ha	124.0ha
計画人口	2,410 人	2,390 人
排除方式	分流式	分流式
計画下水量 (最大)	850m ³ /日	850m ³ /日
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

表 4.1-6 及び図 4.1-4 は、下水道事業による水洗化人口等の推移を示します。

下水道処理区域内人口は、下水道が利用できる区域における現況人口であり、この内、実際に下水道を利用している人口を水洗化人口といいます。また、下水道処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を水洗化率といいます。

表 4.1-5 に示すように、下水道区域内人口はほぼ一定で推移しています。また、水洗化率についてはわずかではありますが毎年増加しており、令和 4 年度の水洗化率は 97.7%と、過去最高となっています。

表 4.1-6 下水道事業による水洗化人口等の推移

年度	行政人口 (A)	処理区域内 人口 (B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
H23(2011)	4,723	2,499	52.9%	2,364	94.6%
H24(2012)	4,820	2,479	51.4%	2,350	94.8%
H25(2013)	4,804	2,489	51.8%	2,369	95.2%
H26(2014)	4,914	2,514	51.1%	2,397	95.3%
H27(2015)	4,872	2,475	50.8%	2,379	95.9%
H28(2016)	4,921	2,476	50.3%	2,384	96.3%
H29(2017)	5,115	2,492	48.7%	2,400	96.3%
H30(2018)	5,104	2,487	48.7%	2,406	96.7%
R1(2019)	5,028	2,448	48.6%	2,378	97.1%
R2(2020)	4,900	2,393	48.8%	2,334	97.5%
R3(2021)	4,887	2,388	48.8%	2,332	97.7%
R4(2022)	4,970	2,341	47.1%	2,332	97.7%

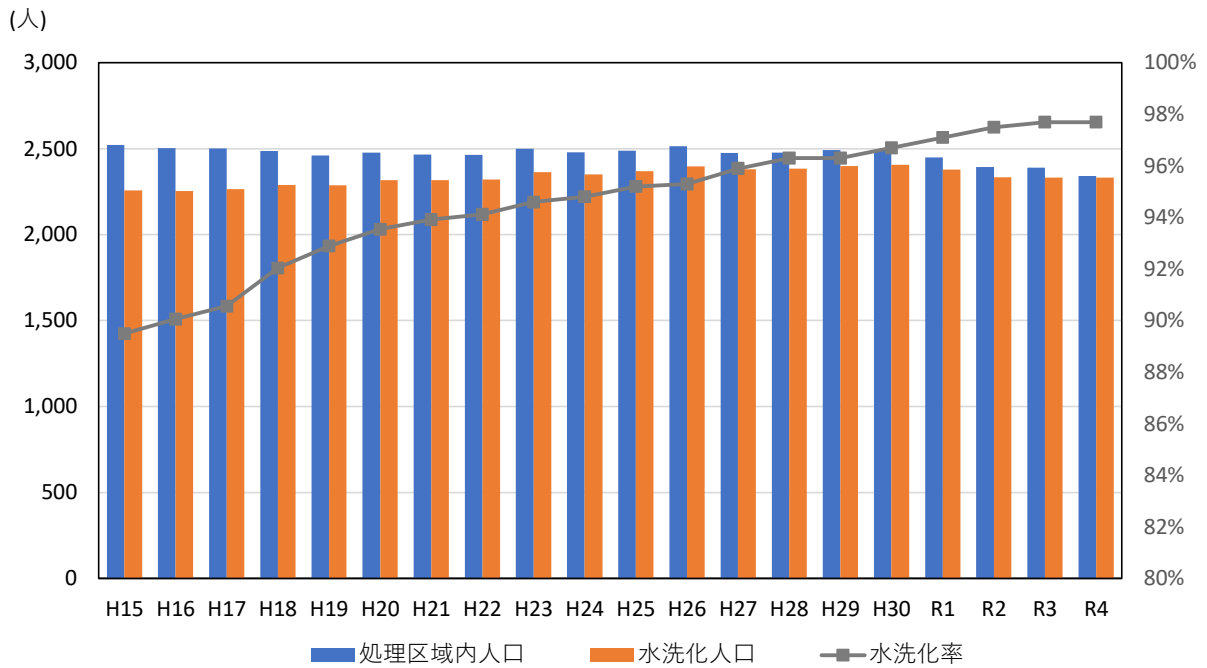


図 4.1-4 下水道事業による水洗化人口等の推移

(2)農業集落排水事業

表 4.1-7 に農業集落排水事業の概要を示します。本町では、農村地区の環境整備を図るため、蘭越町、ニセコ町西富地区を含む昆布地区において農業集落排水事業を行っています。

表 4.1-7 農業集落排水事業の概要

地区名	採択年度	完了年度	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	供用開始	処理方式
昆布 (西富)	H10	H16	870 (ニセコ町分 70 人)	196	H15	JARUS-Ⅲ ^{注1}

出典：北海道 北海道の下水道 2009

注1) 流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式

表 4.1-8 及び図 4.1-5 に、平成 28 年度以降の農業集落排水事業による水洗化人口等の推移を示します。

農業集落排水事業は、平成 16 年度に供用が開始され、現在に至っています。水洗化率は横ばいで、直近の水洗化率は 87.5% となっています。

表 4.1-8 農業集落排水事業による水洗化人口等の推移

年度	行政人口 (A)	処理区域内 人口 (B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
H28(2016)	4,921	34	0.69%	29	85.3%
H29(2017)	5,115	33	0.65%	28	84.8%
H30(2018)	5,104	29	0.57%	24	82.8%
R1(2019)	5,028	27	0.54%	22	81.5%
R2(2020)	4,900	25	0.51%	21	84.0%
R3(2021)	4,887	25	0.51%	21	84.0%
R4(2022)	4,970	24	0.48%	21	87.5%

(人)

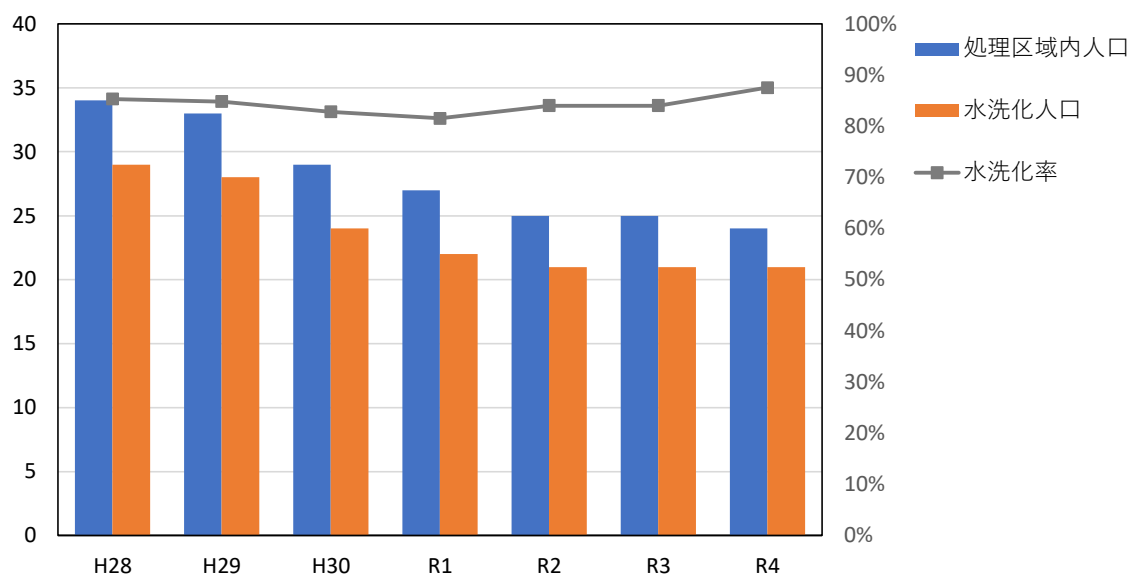


図 4.1-5 農業集落排水事業による水洗化人口等の推移

1.3 個別処理の概要

公共下水道事業や農業集落排水事業による生活排水処理が困難な地域において、浄化槽の普及促進を図るため、平成12年度から浄化槽設置整備補助事業を実施しています。同事業の概要は表4.1-9に示すとおり、公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域外の地域で浄化槽を設置する場合に、浄化槽の設置人槽に応じて補助金を交付するものです。

表4.1-10は、浄化槽設置整備事業による浄化槽の設置基数及び処理人口の推移を示しています。平成12年度の事業開始から令和4年度までの22年間で合計367基が設置されています。平成25年度以降の10年間は、年間10～15基程度の設置数となっています。また、人槽別では5人槽、7人槽の設置が多く、数は少ないものの、10人槽も設置されています。

処理人口については、22年間で合計1,046人となっており、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替や、下水道区域外の住宅建設が増加していることがわかります。

下水道区域外に建設される新築住宅については、合併処理浄化槽の設置が一般的となっていることから、令和6年度以降は新設分の補助事業は廃止し、汲み取りや単独処理槽から合併処理浄化槽への切替についてのみを補助の対象とします。なお、住民の生活環境と周辺の水環境の質の向上を目指すため、補助金額を増額し切替について支援をしていきます。

表 4.1-9 合併処理浄化槽整備事業補助金^{注1}の概要

補助対象区域	公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域外		
補助限度額	人槽区分	住宅の新築又は増改築による新設 (R5まで)	くみ取り式トイレ又は単独浄化槽から切替 (R5まで) (R6から)
	5人槽	400,000円	490,000円 735,000円
	7人槽	490,000円	600,000円 900,000円
	10人槽	680,000円	840,000円 1,260,000円

注1) 浄化槽設置後5年間の定住が条件

表 4.1-10 合併処理浄化槽整備事業による設置基数及び処理人口の推移

年度	5人槽	7人槽	10人槽	合計	処理人口
H12(2000)	10基	8基	1基	19基	65人
H13(2001)	16基	13基	1基	30基	86人
H14(2002)	14基	12基	2基	28基	93人
H15(2003)	15基	10基	1基	26基	78人
H16(2004)	12基	8基	0基	20基	74人
H17(2005)	7基	12基	1基	20基	58人
H18(2006)	11基	5基	3基	19基	58人
H19(2007)	16基	0基	0基	16基	34人
H20(2008)	6基	3基	1基	10基	27人
H21(2009)	10基	3基	0基	13基	29人
H22(2010)	6基	7基	1基	14基	33人
H23(2011)	9基	4基	1基	14基	35人
H24(2012)	9基	4基	2基	15基	34人
H25(2013)	16基	2基	0基	18基	57人
H26(2014)	9基	3基	0基	12基	40人
H27(2015)	9基	1基	0基	10基	19人
H28(2016)	9基	1基	0基	10基	24人
H29(2017)	12基	1基	0基	13基	34人
H30(2018)	8基	5基	1基	14基	37人
R1(2019)	12基	1基	0基	13基	35人
R2(2020)	11基	1基	0基	12基	31人
R3(2021)	5基	2基	1基	8基	28人
R4(2022)	10基	2基	1基	13基	37人
計	242基	108基	17基	367基	1,046人

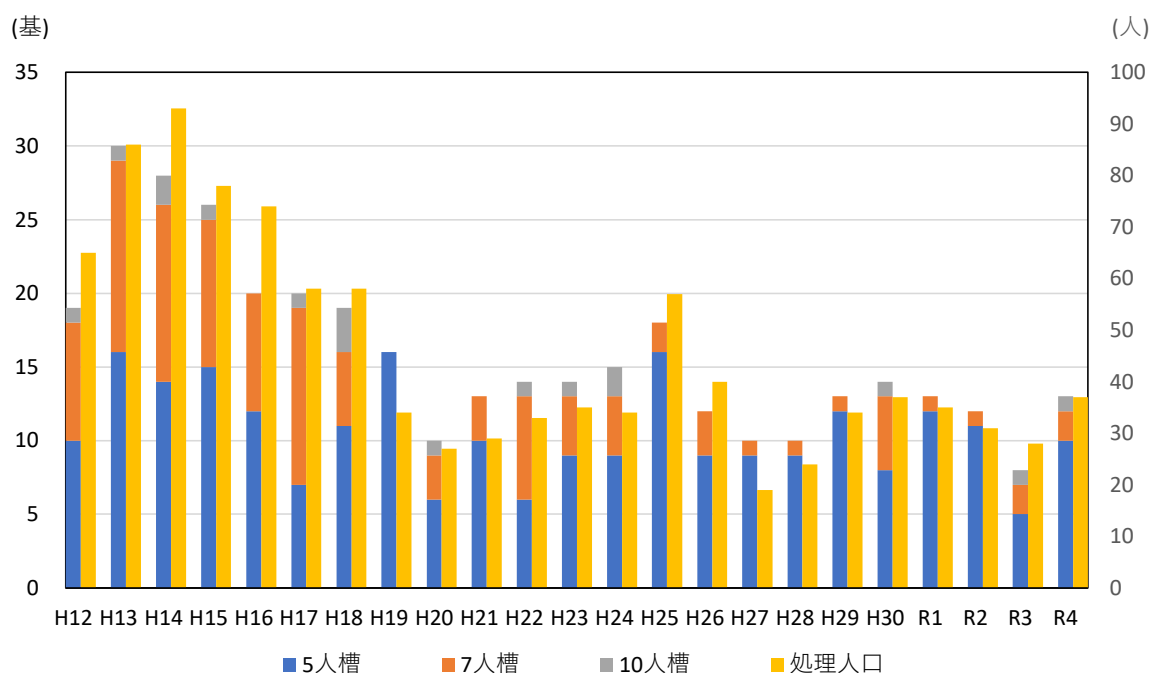


図 4.1-6 合併処理浄化槽整備事業による設置基数及び処理人口の推移

2 生活排水処理計画

2.1 生活排水処理に係る基本方針

本町では、ニセコ町総合計画や環境基本計画で“環境のまち”をまちの将来像として定め、美しい景観や自然環境を活かしたまちづくりを進めています。

生活排水についても、公共下水道や農業集落排水事業、浄化槽の設置普及によって、公共水域の保全ならびに水洗化による生活環境の改善に寄与しているところです。

今後も安全に暮らせるまちづくり、快適に暮らせるまちづくりを進めるため、生活排水の適正処理を図っていきます。このため生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発を行うとともに、生活排水の処理施設の整備に努めていきます。

生活排水の処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ①ニセコ市街地区については、公共下水道事業計画に従い、適正に生活排水を処理します。
- ②公共下水道や農業集落排水を使用できる区域については、公共下水道等への接続を促し、生活排水の適正処理を進めます。
- ③公共下水道事業や農業集落排水事業の計画区域以外では、合併処理浄化槽の普及を進めます。
- ④単独処理浄化槽や汲み取りの家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽設置への切替の拡大を図ります。

2.2 目標年次

目標年次については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日衛環第200号）が参考となります。

目標年次

本計画の目標年次は、原則として計画策定時から10～15年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。

【解説】

計画目標年次は、原則として計画策定時から10～15年程度とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度を図り、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して、おおむね5年ごとに又は諸条件に大きな変動があった場合等においては基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

生活排水処理基本計画における目標年度は、一般廃棄物処理基本計画の策定指針に基づき、

図 4.2-1 に示すとおり、令和 6 年度を計画の初年度とし、10 年後にあたる令和 15 年度までを計画期間とします。

また、計画の中間年度にあたる令和 10 年度を中間目標年次とし、必要に応じて計画の見直しを行う外、諸条件に大きな変化があれば、計画の見直しを行うものとします。

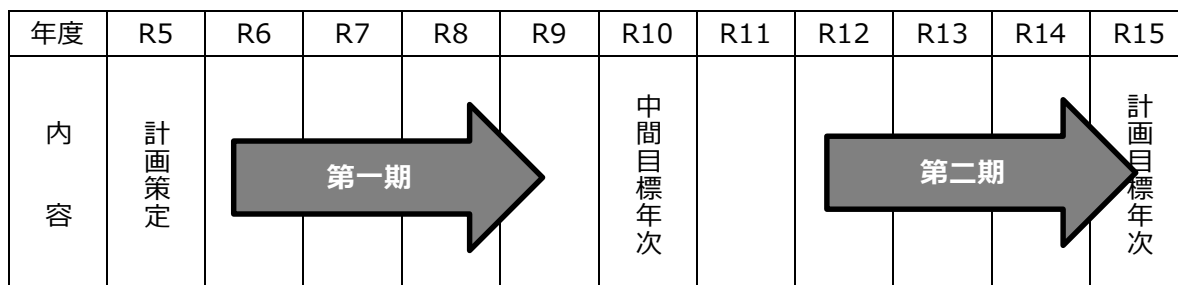


図 4.2-1 本計画の期間

2.3 計画処理区域

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、表 4.2-1 に示すとおりニセコ町全域とします。

表 4.2-1 計画処理区域

区 分	面 積
行政区域面積	197.13 km ²
計画処理区域	197.13 km ²
計画外区域	0 km ²

2.4 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は表 4.2-2 に示すとおりです。

表 4.2-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)公共下水道	し尿及び生活雑排水	ニセコ町
(2)農業集落排水事業	し尿及び生活雑排水	蘭越町
(3)浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(4)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	羊蹄山麓環境衛生組合

2.5 生活排水の処理計画

(1)生活排水の処理目標

「生活排水処理に係る理念、目標」を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区に実情に対応した処理方式を採用するものとなりました。

表 4.2-3 生活排水の処理の目標

区分	現在 令和4年度 (2022)	目標年次 令和15年度 (2033)
1.行政区域内人口	4,970 人	5,172 人
2.計画処理区域内人口	4,970 人	5,172 人
3.水洗化・生活雑排水処理人口	3,886 人	4,343 人
4.生活排水処理率	78%	84%

表 4.2-4 生活排水の処理の目標の内訳

区分	現在 令和4年度 (2022)	目標年次 令和15年度 (2033)
1.計画処理区域内人口	4,970 人	5,172 人
2.水洗化・生活雑排水処理人口	3,886 人	4,343 人
(1)コミュニティプラント	0 人	0 人
(2)合併処理浄化槽	1,578 人	1,952 人
(3)公共下水道	2,287 人	2,375 人
(4)農業集落排水事業	21 人	16 人
3.水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	259 人	215 人
4.非水洗化人口	826 人	614 人
5.計画処理区域外人口	0 人	0 人

(2)生活排水を処理する区域及び人口

① 処理区域

本町が浄化槽、公共下水道、農業集落排水事業を検討していく地域については、地区の特性、周囲の環境、水源地の保全、地区の要望等から各集落のコミュニティーを最小単位としてユニット及び区域を定め、処理方法は地区の生活形態並びに地区の要求度から処理方法を定めることとし、既に整備を行っている公共下水道事業については、公共下水道全体計画に従い下水道計画区域を定めるとともに、下水道法に基づく事業計画（認可計画）区域について下水道整備を進めていきます。また、事業が完了した農業集落排水事業の整備区域については、今後とも同事業により生活排水処理を進めていきます。

下水道認可区域、農業集落排水事業の整備区域以外の区域では、浄化槽で生活排水を処理することとし、「ニセコ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」により浄化槽の設置促進を図ります。

② 計画処理区域内人口

将来人口については、ごみ処理基本計画と同様に、現在策定中の「ニセコ町第6次総合計画（案）」における将来人口推計値を基に、住民登録をしていない常住人口が常時100人程度存在することを見込んで設定します。

具体的には、目標とする令和15年度の計画処理区域内人口は、総合計画の推計人口である5,072人に住民登録をしていない常住人口100人を加えた5,172人とします。

③ 整備計画

i. 集合処理する区域

a) 公共下水道

公共下水道は、下水道事業計画に基づき整備を行います。

本計画の処理形態別人口における下水道人口（水洗化人口）については、下水道事業計画と整合を図ることとし、以下のとおり算定しました。

まず、下水道処理人口普及率（処理区域内人口／行政人口）及び水洗化率（水洗化人口／処理区域内人口）について、過去10年間の実績を基にトレンド推計を行い、目標年次における下水道処理人口普及率及び水洗化率を設定しました。

上記を用いて、下水道人口（水洗化人口）を以下のとおり算定しました。

$$\text{下水道人口（水洗化人口）} = \text{行政人口} \times \text{下水処理人口普及率} \times \text{水洗化率}$$

表 4.2-5 に、下水道による水洗化人口の見通しを示します。

表 4.2-5 下水道による水洗化人口の見通し

年度	行政人口 (A)	処理区域内 人口(B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
R4年度(実績)	4,970	2,341	47.1%	2,287	97.7%
R5年度	5,182	2,479	47.8%	2,421	97.6%
R6年度	5,184	2,472	47.7%	2,416	97.8%
R7年度	5,187	2,465	47.5%	2,412	97.8%
R8年度	5,187	2,458	47.4%	2,407	97.9%
R9年度	5,187	2,452	47.3%	2,403	98.0%
R10年度	5,188	2,446	47.1%	2,399	98.1%
R11年度	5,188	2,440	47.0%	2,395	98.2%
R12年度	5,188	2,435	46.9%	2,392	98.2%
R13年度	5,183	2,427	46.8%	2,386	98.3%
R14年度	5,177	2,420	46.7%	2,381	98.4%
R15年度	5,172	2,413	46.6%	2,375	98.4%

b) 農業集落排水事業

農業集落排水事業については、過去7年間の実績を基にトレンド推計を行い、目標年次における農業集落排水事業人口普及率を設定しました。水洗化率については、トレンド推計で使用した7年間はわずかに上下しながらほぼ横ばいに推移していることから、令和4年度の実績値で推移するものとししました。

上記を用いて、農業集落排水事業人口（水洗化人口）を以下のとおり算定しました。

農業集落排水事業人口（水洗化人口）

$$= \text{行政人口} \times \text{農業集落排水事業人口普及率} \times \text{水洗化率}$$

表 4.2-6 に、農業集落排水事業による水洗化人口の見通しを示します。

表 4.2-6 農業集落排水事業による水洗化人口の見通し

年度	行政人口 (A)	処理区域内 人口(B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
R4年度(実績)	4,970	24	0.48%	21	87.5%
R5年度	5,182	24	0.46%	21	87.5%
R6年度	5,184	23	0.44%	20	87.5%
R7年度	5,187	22	0.43%	19	87.5%
R8年度	5,187	22	0.42%	19	87.5%
R9年度	5,187	21	0.41%	18	87.5%
R10年度	5,188	21	0.40%	18	87.5%
R11年度	5,188	20	0.39%	18	87.5%
R12年度	5,188	20	0.38%	18	87.5%
R13年度	5,183	19	0.37%	17	87.5%
R14年度	5,177	19	0.36%	17	87.5%
R15年度	5,172	18	0.36%	16	87.5%

ii. 個別処理する区域

a) 合併処理浄化槽

個別処理する区域は合併処理浄化槽の普及を図ります。

過去 10 年間の浄化槽基数及び処理人口の実績を基に、1 年当たりの設置基数及び処理人口の増加を下記のとおり設定しました。

$$12.3 \text{ 基/年} \times 2.8 \text{ 人/基} \doteq 34 \text{ 人/年}$$

b) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽による処理人口は、令和 4 年度末で 259 人となっています。単独処理浄化槽は、集合処理区域については下水道への接続を、個別処理区域については合併処理浄化槽への転換を図るよう支援、指導を促します。

将来の見通しについては、平成 30 年度～令和 4 年度の 5 年間の単独処理浄化槽人口の減少 (-18 人/5 年間) を基に、1 年当たりの処理人口の減少を下記のとおり設定しました。

$$\text{処理人口の減少} = 4 \text{ 人/年}$$

iii. 処理形態別人口の見通し

以上の検討結果を基に推計した生活排水処理形態別人口の見通しを表 4.2-7 及び図 4.2-2 に示します。

公共下水道、合併処理浄化槽の普及を推進することで、目標年次における生活排水処理率は84%となります。

表 4.2-7 生活排水の処理形態別人口の見通し

	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口					水洗化・生活雑排水未処理人口	非水洗化人口	計画処理区域外人口	生活排水処理率
		コミュニティプラント	合併処理浄化槽	公共下水道	農業集落排水事業					
R4(2022)実績	4,970	3,886	0	1,578	2,287	21	259	826	0	78%
R5(2023)	5,182	4,054	0	1,612	2,421	21	255	873	0	78%
R6(2024)	5,184	4,082	0	1,646	2,416	20	251	851	0	79%
R7(2025)	5,187	4,111	0	1,680	2,412	19	247	829	0	79%
R8(2026)	5,187	4,140	0	1,714	2,407	19	243	804	0	80%
R9(2027)	5,187	4,169	0	1,748	2,403	18	239	779	0	80%
R10(2028)	5,188	4,199	0	1,782	2,399	18	235	754	0	81%
R11(2029)	5,188	4,229	0	1,816	2,395	18	231	728	0	82%
R12(2030)	5,188	4,260	0	1,850	2,392	18	227	701	0	82%
R13(2031)	5,183	4,287	0	1,884	2,386	17	223	673	0	83%
R14(2032)	5,177	4,316	0	1,918	2,381	17	219	642	0	83%
R15(2033)	5,172	4,343	0	1,952	2,375	16	215	614	0	84%

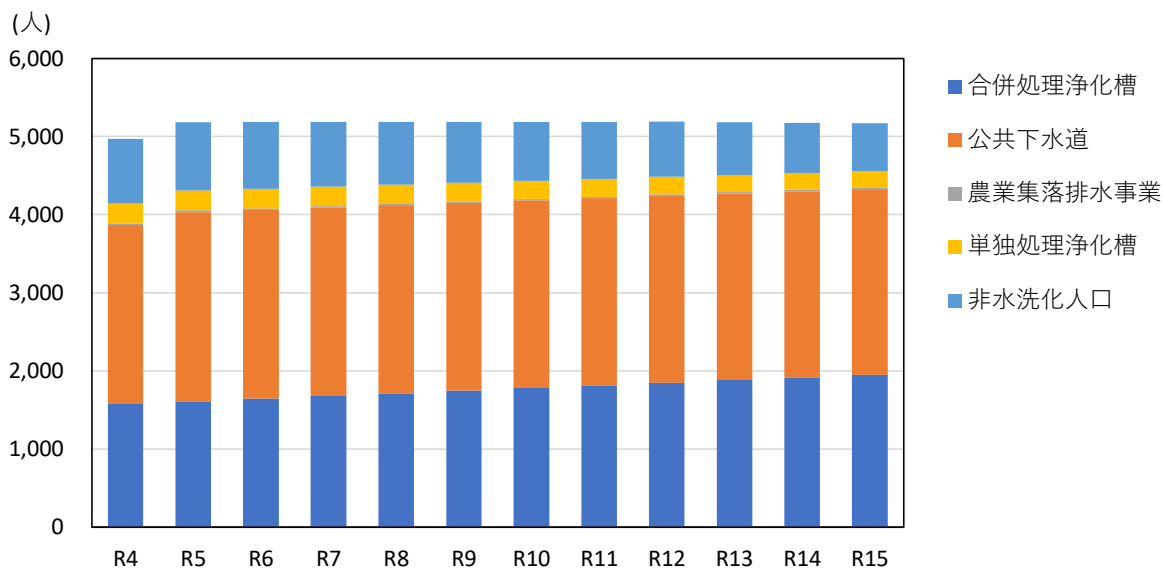


図 4.2-2 生活排水の処理形態別人口の見通し

3 し尿・汚泥の処理計画

3.1 し尿・汚泥処理の現況

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、ニセコ町、倶知安町、喜茂別町、京極町、留寿都町、真狩町で構成する、「羊蹄衛生センター」において処理されています。

この施設は、昭和44年竣工の加温二段消化法、及び標準活性汚泥法による75kL/日の施設です。この施設は老朽化しているため、令和11年度の稼働を目標に新しい処理施設を建設する計画となっています。

表 4.3-1 し尿処理施設の概要

施設名	羊蹄衛生センター	設置主体	羊蹄山麓環境衛生組合
施設所在地	虻田郡倶知安町字比羅夫 266 番地 3		
構成市町村	倶知安町、喜茂別町、京極町、留寿都町、真狩町、ニセコ町		
敷地面積	12,789m ²	竣工	昭和44年11月
施設能力	75 kL/日	対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	一次：加温二段消化法 二次：標準活性汚泥法		

3.2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

本町の過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績を表 4.3-2 及び図 4.3-1 に示します。

令和2～4年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で町内のホテル等の稼働が低くなったことから、汚泥の排出量が減少しています。令和4年度の途中から行動規制が緩和解除された事により、今後は汚泥等が増加する傾向が予想されます。なお、し尿は微減の傾向にあり、汲み取り家庭等が減少していることが要因であると考えられます。

表 4.3-2 し尿・浄化槽汚泥の排出量等の推移

	単位	H30	R1	R2	R3	R4
		2018	2019	2020	2021	2022
し尿処理量	kL	1,268	1,278	1,184	1,010	1,038
浄化槽汚泥量	kL	2,961	2,975	2,877	2,591	2,752
合計	kL	4,229	4,253	4,061	3,601	3,790
総人口	人	5,306	5,028	4,900	4,887	4,970
下水道人口	人	2,406	2,378	2,334	2,332	2,286
汲み取り、浄化槽利用人口	人	2,900	2,650	2,566	2,555	2,684
汲み取り人口	人	1,259	929	885	839	847
浄化槽人口	人	1,641	1,721	1,681	1,716	1,837
汲み取り人口に対するし尿処理量	kL/人/年	1.01	1.38	1.34	1.20	1.23
浄化槽人口に対する汚泥処理量	kL/人/年	1.80	1.73	1.71	1.51	1.50

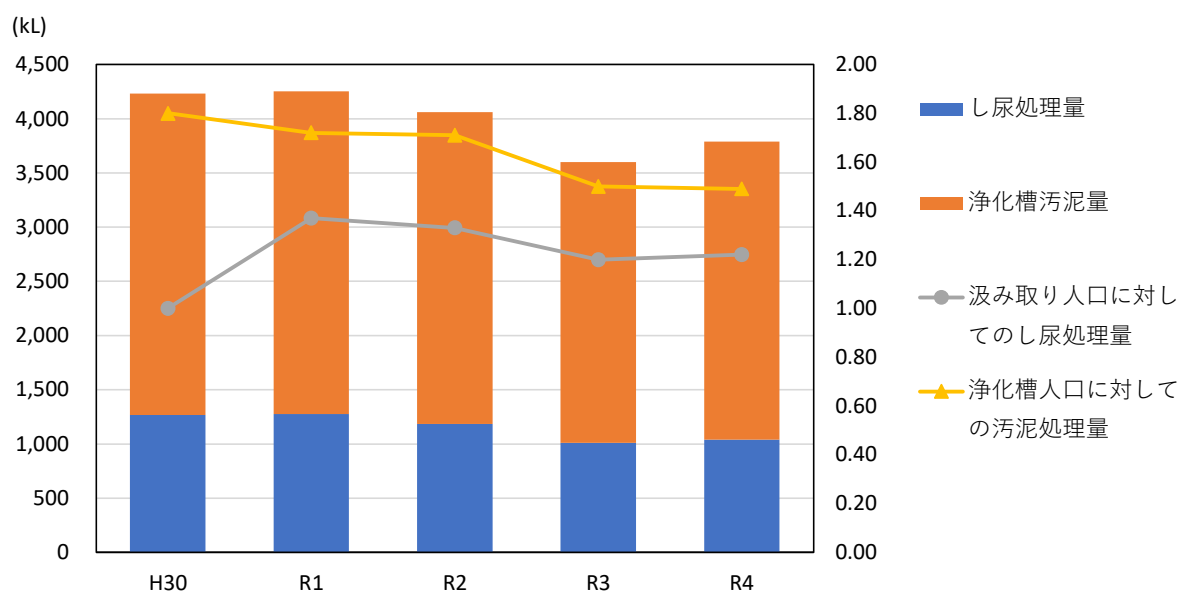


図 4.3-1 し尿・浄化槽汚泥の排出量等の推移

3.3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集・運搬については、当面は現在の形態で実施するものとします。

また、処理についても、今後も羊蹄環境衛生組合の羊蹄衛生センターにて処理を行うこととし、適正処理に努めます。

3.4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見通し

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、表 4.2-7 で示した処理形態別人口の見通しに基づき推計します。

し尿については、非水洗化人口（汲み取り人口）に、し尿の1人当たり年排出量（原単位）を乗じて算出します。一人当たり平均排出量については、表 4.3-2 及び図 4.3-1 に示す「汲み取り人口当たりの排出量」の過去5年間の平均値である1.23kL/年が今後も継続するものとします。

$$\text{し尿量 [kL/年]} = \text{非水洗化人口 [人]} \times 1.23 \text{ [kL/人・年]}$$

浄化槽汚泥については、観光客を含む非定住者が使用する事業所や観光地、宿泊施設などに設置されている浄化槽からの汚泥が含まれます。これらの大型の浄化槽からの大量の汚泥も引き続き排出されるため、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった平成30年度の排出量実績をベースとして、処理形態別人口の増減数に浄化槽汚泥の一般的な一人一日当たり平均排出量を用いて、今後の増減量から推計するものとします。

単独処理浄化槽汚泥（分離接触ばっ気式）	0.85L/人・日
合併処理浄化槽汚泥（小型合併処理浄化槽）	1.80L/人・日

出典：汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（社団法人全国都市清掃会議）

浄化槽汚泥増減量 [kL/年]

$$\begin{aligned} &= \text{合併処理浄化槽人口の増減数 [人]} \times 0.85 \text{ [L/人・日]} \times 365 \text{ [日]} \times 10^{-3} \\ &+ \text{単独処理浄化槽人口の増減数 [人]} \times 1.80 \text{ [L/人・日]} \times 365 \text{ [日]} \times 10^{-3} \end{aligned}$$

浄化槽汚泥量 [kL/年]

$$= \text{前年度の浄化槽汚泥量 [kL/年]} + \text{浄化槽汚泥増減量 [kL/年]}$$

以上の検討結果を基に推計したし尿及び浄化槽汚泥の排出量の見通しを表 4.3-3 及び図 4.3-2 に示します。

汲み取り及び単独処理浄化槽から公共下水道、合併処理浄化槽への切り替えを推進することで、し尿処理量は減少、浄化槽汚泥量は増加します。

表 4.3-3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

	し尿処理量 (kL)	浄化槽汚泥量 (kL)	合計	1日当たり し尿・汚泥 排出量 (kL/日)
R4(2022)実績	1,016	2,961	3,977	10.90
R5(2023)	1,074	2,982	4,056	11.08
R6(2024)	1,047	3,003	4,050	11.10
R7(2025)	1,020	3,024	4,044	11.08
R8(2026)	989	3,045	4,035	11.05
R9(2027)	959	3,067	4,025	11.00
R10(2028)	927	3,088	4,015	11.00
R11(2029)	895	3,109	4,004	10.97
R12(2030)	862	3,130	3,992	10.94
R13(2031)	827	3,151	3,978	10.87
R14(2032)	790	3,172	3,962	10.85
R15(2033)	755	3,193	3,948	10.82

注 1) し尿処理量の R4 の実績値は H30 の実績値を使用

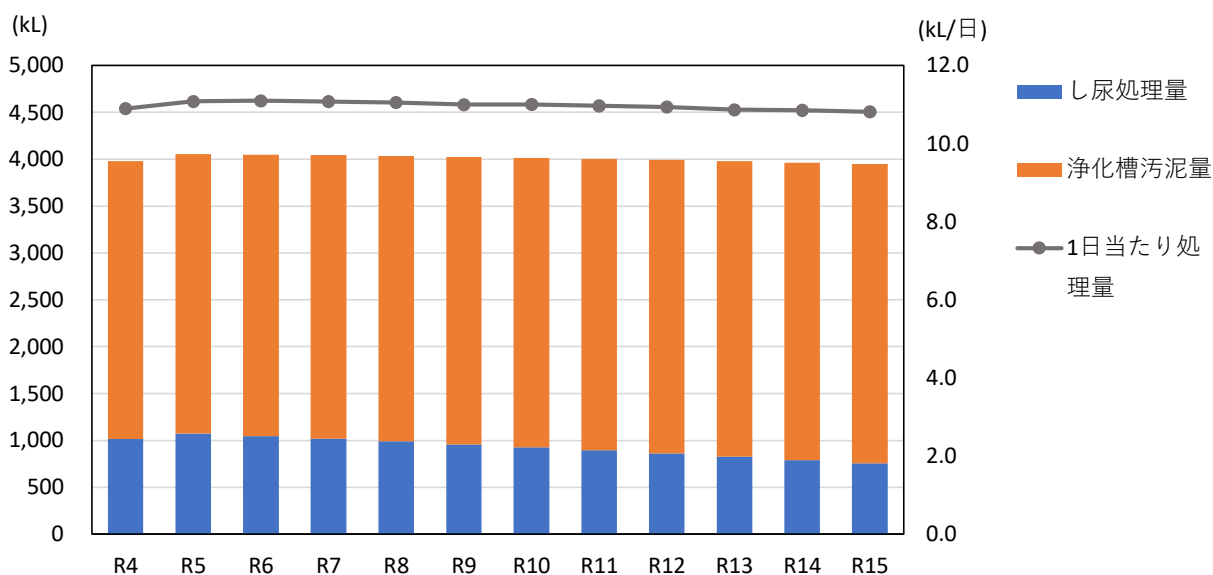


図 4.3-2 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し